



第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならぬ。

一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限り、金商法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み

イ 当該預り金により投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項の証券投資信託（以下この号において「証券投資信託」という。）の受益証券以外のものを購入しないこと。

ロ 当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記載されていること。

- (1) 信託財産の運用の対象は、次に掲げる有価証券（「(2)において「有価証券」という。）、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られること。
- (i) 金商法第二条第一項第一号に掲げる有価証券
- (ii) 金商法第二条第一項第二号に掲げる有価証券
- (iii) 金商法第二条第一項第三号に掲げる有価証券
- (iv) 金商法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができ旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券を除く。）
- (v) 金商法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）
- (vi) 金商法第二条第一項第十四号に規定する有価証券（銀行、協同組織金融機

関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るものに限る。）

- (vii) 金商法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券
- (viii) 金商法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（(i) から (vii) まですらに掲げる証券又は証券の性質を有するものに限る。）
- (ix) 金商法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券
- (x) 金商法第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券
- (xi) 金商法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（(i) から (ix) まですらに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。）
- (xii) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権
- (xiii) 外国の者に対する権利で（(xi) に掲げるものの性質を有するもの）
- (2) 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（(3) 及び (4) において「有価証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（(3) において「残存期間」という。）が一年を超えないものであること。
- (3) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間（一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得

た合計額を、当該有価証券等の組入れ額の合計額で除した期間をいう。）が九十日を超えないこと。

(4) 信託財産の総額のうち一の法人その他の団体（(5) において「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債証券、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）及び返済までの期間（貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（(5) において「特定コールローン」という。）を除く。）の当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

(5) 信託財産の総額のうち一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

ハ 当該預り金に係る投資約款（労働者と金融商品取引業者の間の預り金の取扱い及び受益証券の購入等に関する約款をいう。）に次の事項が記載されていること。

- (1) 当該預り金への払込みが一円単位でできること。
- (2) 預り金及び証券投資信託の受益権に相当する金額の払戻しが、その申出があつた日に、一円単位でできること。

### 三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。）

第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業（以下単に「第二種資金移動業」という。）を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動

イ 資金の支払に係る資金移動を行う口座（以下単に「口座」という。）について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えないようにするための措置又は当該額が百万円を超え

た場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

ロ 破産手続開始の申立を行つたときその他為替取引に關し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に關する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に關する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に關する債務を履行することができるとの措置を講じていること。

ホ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。

ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

ト 資金の支払に關する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、資金の支払に關する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

使用者は、労働者の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

- 一 銀行その他の金融機関によつて振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該労働者に交付すること。
- 二 銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該労働者に交付すること。
- 三 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がそ

の行為を替取引に關し負担する債務に係る權利を表章する証書を当該労働者に交付すること。

地方公務員に關して法第二十四条第一項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「小切手」とあるのは、「小切手又は地方公共団体によつて振り出された小切手」とする。

第七条の三 前条第一項第三号の厚生労働大臣の指定（第七条の六から第七条の八までにおいて単に「指定」という。）を受けようとする者は、申請書に、第二種資金移動業を営むこと及び同号イからチまでに掲げる要件を満たすことを証する書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第七条の四 指定資金移動業者は、第七条の二第一項第三号イからチまでに掲げる要件に係る事項のいずれかを変更するときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

指定資金移動業者は、資金決済法第四十一条第一項の規定による変更登録又は同条第三項若しくは第四項の規定による変更の届出を行ったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七条の五 厚生労働大臣は、賃金の支払に関する業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定資金移動業者に対し、賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況に關し報告を求め、又は必要な措置を求めることができる。

第七条の六 厚生労働大臣は、指定資金移動業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- 一 資金決済法第五十五条又は第五十六条第一項若しくは第二項の規定による処分が行われたとき。
- 二 前号のほか、第七条の二第一項第三号イからチまでに掲げる要件を満たさなくなつたとき。
- 三 不正の手段により指定を受けたとき。

厚生労働大臣は、前項の規定により指定の取消しをしたときは、その旨を公告しなければならない。

第七条の七 指定資金移動業者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 指定を辞退しようとするとき。
- 二 資金決済法第六十一条第一項の規定による届出をしたとき。

指定資金移動業者が指定を辞退したときは、当該指定は、その効力を失う。

指定資金移動業者が指定を辞退しようとするときは、その日の三十日前までに、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

指定資金移動業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七条の八 指定資金移動業者について、第七条の六第一項の規定により指定が取り消された場合において、使用者の賃金の支払の義務の履行を確保するため必要があると厚生労働大臣が認めるときは、指定資金移動業者であつた者については、なお指定資金移動業者とみなして、第七条の二第一項及び第七条の五の規定を適用する。

第八条 法第二十四条第二項但書の規定による臨時に支払われる賃金、賞与に準ずるものは次に掲げるものとする。

- 一 一箇月を超える期間の出勤成績によつて支給される精動手当
- 二 一箇月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当
- 三 一箇月を超える期間にわたる事由によつて算定される奨励加給又は能率手当

第九条 法第二十五条に規定する非常の場合には、次に掲げるものとする。

- 一 労働者の収入によつて生計を維持する者が出生し、疾病にかかり、又は災害をうけた場合
- 二 労働者又はその収入によつて生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- 三 労働者又はその収入によつて生計を維持する者がやむを得ない事由により一週間以上をわかつて帰郷する場合

第十条及び第十一条 削除

第十二条 常時十人に満たない労働者を使用する使用者は、法第三十二条の二第一項又は法第三十五条第二項による定めをした場合（法第三十五条の二第一項の協定（法第三十八条の四第五項（法第四十一条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する法第三十八条の四第一項の委員会（以下「労使委員会」という。）

の決議（以下「労使委員会の決議」という。）及び労働時間等の設定の改善に關する特別措置法（平成四年法律第九十号。以下「労働時間等設定改善法」という。）第七条に規定する労働時間等設定改善委員会の決議（以下「労働時間等設定改善委員会の決議」という。）を含む。）による定めをした場合を除く。）には、これを労働者に周知させるものとする。

第十二条の二 使用者は、法第三十二条の二から第三十二条の四までの規定により労働者に労働させる場合には、就業規則その他これに準ずるもの又は書面による協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）において、法第三十二条の二から第三十二条の四までにおいて規定する期間の起算日を明らかにするものとする。

使用者は、法第三十五条第二項の規定により労働者に休日を与える場合には、就業規則その他これに準ずるものにおいて、四日以上の日を与えることとする四週間の起算日を明らかにするものとする。

第十二条の二の二 法第三十二条の二第一項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会を含む。）及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）には、有効期間の定めをするものとする。

法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第三号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十二条の三 法第三十二条の三第一項（同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 標準となる一日の労働時間
- 二 労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
- 三 労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
- 四 法第三十二条の三第一項第二号の清算期間が一箇月を超えるものである場合にあつては、同項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）の有効期間の定め（法第三十二条の三第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様

式第三号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十二条の四 法第三十二条の四第一項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）において定める同項第五号の厚生労働省令で定める事項は、有効期間の定めとする。

使用者は、法第三十二条の四第二項の規定による定めは、書面により行わなければならない。

法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める労働日数の限度は、同条第一項第二号の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）が三箇月を超える場合は対象期間について一年当たり二百八十日とする。ただし、対象期間が三箇月を超える場合において、当該対象期間の初日の前一年以内の日を含む三箇月を超える期間を対象期間として定める法第三十二条の四第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）（複数ある場合においては直近の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。））以下この項において「旧協定」という。）があつた場合において、一日の労働時間のうち最も長いものが旧協定の定める一日の労働時間のうち最も長いもの若しくは九時間のいずれか長い時間を超え、又は一週間の労働時間のうち最も長いものが旧協定の定める一週間の労働時間のうち最も長いもの若しくは四十八時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧協定の定める対象期間について一年当たりの労働日数から一日を減じた日数又は二百八十日のいずれか少ない日数とする。

法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は十時間とし、一週間の労働時間の限度は五十二時間とする。この場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- 一 対象期間において、その労働時間が四十八時間を超える週が連続する場合の週数が三以下であること。
- 二 対象期間をその初日から三箇月ごとに区分した各期間（三箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その労働時間が四十八時間を超える週の初日の数が三以下であること。

法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める対象期間における連続して労働させる日数の限度は六日とし、同条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度は一週間（一日の休日確保できる日数とする）とする。

法第三十二条の四第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第四号により、所轄労働基準監督署長にしなければならぬ。

法第三十二条の五 法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める事業は、小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業とする。

法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める数は、三十人とする。

法第三十二条の五第二項の規定による一週間の各日の労働時間の通知は、少なくとも、当該一週間の開始する前に、書面により行わなければならない。ただし、緊急でやむを得ない事由がある場合には、使用者は、あらかじめ通知した労働時間を変更しようとする日の前日までに書面により当該労働者に通知することにより、当該あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。

法第三十二条の五第三項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第五号により、所轄労働基準監督署長にしなければならぬ。

使用者は、法第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合において、一週間の各日の労働時間を定めるに当たっては、労働者の意思を尊重するよう努めなければならない。

第十二条の六 使用者は、法第三十二条の二、第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるように配慮をしなければならない。

第十三条 法第三十三条第一項本文の規定による許可は、所轄労働基準監督署長から受け、同条同項但書の規定による届出は、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の許可又は届出は、様式第六号によるものとする。

第十四条 法第三十三条第二項の規定による命令は、様式第七号による文書で所轄労働基準監督署長が行う。

第十五条 使用者は、法第三十四条第二項ただし書の協定をする場合には、一斉に休憩を与えない労働者の範囲及び当該労働者に対する休憩の与え方について、協定しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

第十六条 法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号（同条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の二）により、所轄労働基準監督署長にしなければならぬ。

前項の規定にかかわらず、法第三十六条第一項に規定する業務についての同条第一項の規定による届出は、様式第九号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第三十六条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）以下この項において同じ。）を更新しようとするときは、使用者は、その旨の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることによつて、前二項の届出に代えることができる。

第十七条 法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第七号までの事項については、同条第一項の協定に同条第五項に規定する事項に関する定めをしない場合においては、この限りでない。

- 一 法第三十六条第一項の協定（労働協約による場合を除く。）の有効期間の定め
- 二 法第三十六条第二項第四号の一年の起算日
- 三 法第三十六条第六項第二号及び第三号に定める要件を満たすこと。
- 四 法第三十六条第三項の限度時間（以下この項において「限度時間」という。）を超えて労働させることができる場合
- 五 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
- 六 限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率
- 七 限度時間を超えて労働させる場合における手続

使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

第十八条 法第三十六条第六項第一号の厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務は、次に掲げるものとする。

- 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 五 異常気圧下における業務
- 六 削り機、鉋、打機等の使用によつて身体に著しい振動を与える業務
- 七 重量物の取扱い等重激なる業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
- 十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

第十九条 法第三十七条第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各号の金額に法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間若しくは休日の労働時間又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間を乗じた金額とする。

- 一 時間によつて定められた賃金については、その金額
- 二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額
- 三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額
- 四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額
- 五 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から二箇月以内とする。）

前項第一号の算定方法は、法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて一箇月について六十時間を超えて延長して労働させた時間の時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかつた場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率と、労働者が代替休暇を取得した場合に当該時間の労働について同項本文の規定により支払うこととされている割増賃金の率との差に相当する率（次項において「換算率」という。）を乗じるものとする。

法第三十七条第三項の厚生労働省令で定める時間は、取得した代替休暇の時間数を換算率で除して得た時間とする。

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時

六 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における、総労働時間数で除した金額

七 労働者の受ける賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額

休日手当その他前項各号に含まれない賃金は、前項の計算におきなす。

第十九条の二 使用者は、法第三十七条第三項の協定（労使委員会の決議、労働時間等設定改善委員会の決議及び労働時間等設定改善法第七条の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の決議を含む。）をする場合には、次に掲げる事項について、協定しなければならない。

一 法第三十七条第三項の休暇（以下「代替休暇」という。）として与えることができる時間の時間数の算定方法

二 代替休暇の単位（一日又は半日（代替休暇以外の通常の労働時間の賃金が支払われる休暇と合わせて与えることができる旨を定めた場合においては、当該休暇と合わせた一日又は半日を含む。）とする。）

三 代替休暇を与えることができる期間（法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた当該一箇月の末日の翌日から二箇月以内とする。）

前項第一号の算定方法は、法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて一箇月について六十時間を超えて延長して労働させた時間の時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかつた場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率と、労働者が代替休暇を取得した場合に当該時間の労働について同項本文の規定により支払うこととされている割増賃金の率との差に相当する率（次項において「換算率」という。）を乗じるものとする。

法第三十七条第三項の厚生労働省令で定める時間は、取得した代替休暇の時間数を換算率で除して得た時間とする。

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時

午前五時（厚生労働大臣が必要であると認められる場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

法第三十三條又は法第三十六條第一項の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認められる場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

**第二十一條** 法第三十七條第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 住宅手当
- 四 臨時に支払われた賃金
- 五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

**第二十二條** 削除

**第二十三條** 使用者は、宿直又は日直の勤務で断続的な業務について、様式第十号によつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、これに従事する労働者を、法第三十二條の規定にかかわらず、使用することができる。

**第二十四條** 使用者が一同として入坑及び出坑する労働者に関し、その入坑開始から入坑終了までの時間について様式第十一号によつて所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、入坑終了から出坑終了までの時間を、その団に属する労働者の労働時間とみなす。

**第二十四條の二** 法第三十八條の二第一項の規定は、法第四章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用する。

法第三十八條の二第二項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）には、有効期間の定めをするものとする。

法第三十八條の二第二項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）には、有効期間の定めをするものとする。

法第三十八條の二第二項の協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）には、有効期間の定めをするものとする。

法第三十八條の二第三項の規定による届出は、様式第十二号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。ただし、同条第二項の協定で定める時間が法第三十二條又は第四十條に規定する労働時間以下である場合には、当該協定を届け出ることを要しない。

使用者は、法第三十八條の二第二項の協定の内容を法第三十六條第一項の規定による届出（労使委員会の決議の届出を除く。）に付記して所轄労働基準監督署長に届け出ることによつて、前項の届出に代へることができる。

**第二十四條の二** 法第三十八條の三第一項の規定は、法第四章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用する。

法第三十八條の三第一項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 新商品若しくは新技術の研究開発又は人文科学若しくは自然科学に関する研究の業務
- 二 情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であつてプログラムの設計の基本となるものをいう。）の分析又は設計の業務
- 三 新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二條第二十八号に規定する放送番組（以下「放送番組」という。）の制作のための取材若しくは編集の業務
- 四 衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務
- 五 放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務
- 六 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

法第三十八條の三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 使用者は、法第三十八條の三第一項の規定により労働者を同項第一号に掲げる業務に就かせたときは同項第二号に掲げる労働時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかつた当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
- 二 前号の同意の撤回に関する手続
- 三 法第三十八條の三第一項に規定する協定（労働協約による場合を除き、労使委員会の

決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。）の有効期間の定め

- 四 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。
- イ 法第三十八條の三第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況
- ロ 法第三十八條の三第一項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況
- ハ 第一号の同意及びその撤回

法第三十八條の三第二項において準用する法第三十八條の二第三項の規定による届出は、様式第十三号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

**第二十四條の二** 使用者は、前条第三項第四号イからハまでに掲げる事項に関する労働者ごとの記録を作成し、同項第三号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

**第二十四條の二** 法第三十八條の四第一項の規定による届出は、様式第十三号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第三十八條の四第一項の規定は、法第四章の労働時間に関する規定の適用に係る労働時間の算定について適用する。

法第三十八條の四第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十八條の四第一項第一号に掲げる業務に従事する同項第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（次号及び第二十四條の二の四第三項において「対象労働者」という。）の法第三十八條の四第一項第六号の同意の撤回に関する手続
- 二 使用者は、対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合にあつては、労使委員会に対し、当該変更の内容について説明を行うこと。
- 三 法第三十八條の四第一項に規定する決議の有効期間の定め
- 四 使用者は、次に掲げる事項に関する労働者ごとの記録を前号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。
- イ 法第三十八條の四第一項第四号に規定する労働者の労働時間の状況並びに当該労働

者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況

- ロ 法第三十八條の四第一項第五号に規定する労働者からの苦情の処理に関する措置の実施状況
- ハ 法第三十八條の四第一項第六号の同意及びその撤回

使用者は、前条第三項第四号イからハまでに掲げる事項に関する労働者ごとの記録を作成し、同項第三号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

**第二十四條の二** 使用者は、前条第三項第四号イからハまでに掲げる事項に関する労働者ごとの記録を作成し、同項第三号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

**第二十四條の二** 法第三十八條の四第二項第一号の規定による指名は、法第四十一條第二号に規定する監督又は管理の地位にある者以外の者について行われなければならない。また、使用者の意向に基づくものであつてはならない。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の作成及び保存については、使用者は、労使委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（法第三十八條の四第一項に規定する決議及び労使委員会の決議並びに第二十五條の二に規定する多数による議決における委員の五分の四以上の多数による議決による決議（第七項において「労使委員会の決議等」という。）が行われた会議の議事録にあつては、当該決議に係る書面の完結の日（第五十六條第一項第五号の完結の日をいう。）から起算して五年間保存しなければならない。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

法第三十八條の四第二項第二号の規定による議事録の周知については、使用者は、労使委員会の議事録を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業場の労働者に周知させなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。





の所定労働時間数で除して得た額の賃金とする。

法第三十九條第九項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十條第一項に規定する標準報酬月額額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をその日の所定労働時間数で除して得た金額とする。

第二十五條の二 使用者は、法別表第一第八号、第十号（映画の製作の事業を除く）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二條の規定にかかわらず、一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使委員会における委員の五分の四以上の多数による決議及び労働時間等設定改善法第七條の労働時間等設定改善委員会における委員の五分の四以上の多数による決議を含む。以下この条において同じ。）により、又は就業規則その他これに準ずるものにより、一箇月以内の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない定めをした場合においては、前項に規定する事業については同項の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において四十四時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させることができる。

使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めるときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において、第一項に規定する事業については同項の規

定にかかわらず、一週間において四十四時間又は一日において八時間を超えて、労働させることができる。

- 一 この項の規定による労働時間により労働させることとされる労働者の範囲
- 二 清算期間（その期間を平均し一週間当たり労働時間が四十四時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。）
- 三 清算期間における総労働時間
- 四 標準となる一日の労働時間
- 五 労働者が労働しなければならぬ時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
- 六 労働者がその選択により労働することができる時間帯に制限を設ける場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻

第一項に規定する事業については、法第三十二條の三第一項（同項第二号の清算期間が一箇月を超えるものである場合に限り）、第三十二條の四又は第三十二條の五の規定により労働者に労働させる場合には、前三項の規定は適用しない。

第二十五條の三 第六條の二第一項の規定は前条第二項及び第三項に規定する労働者の過半数を代表する者について、第六條の二第三項及び第四項の規定は前条第二項及び第三項の使用者について、第十二條及び第十三條の二第一項の規定は前条第二項及び第三項による定めについて、第十二條の二第二項の規定は前条第二項の協定について、第十二條の六の規定は前条第二項の使用者について準用する。

使用者は、様式第三号の二により、前条第二項の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることができる。

第二十六條 使用者は、法別表第一第四号に掲げる事業において列車、気動車又は電車に乗務する労働者で予備の勤務に就くものについては、一箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない限りにおいて、法第三十二條の二第一項の規定にかかわらず、一週間について四十時間、一日について八時間を超えて労働させることができる。

第二十七條から第三十條まで 削除  
第三十一條 法別表第一第四号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事業並びに官公署の事業（同表に掲げ

る事業を除く。）については、法第三十四條第二項の規定は、適用しない。

第三十二條 使用者は、法別表第一第四号に掲げる事業又は郵便若しくは信書の事業に使用される労働者のうち列車、気動車、電車、自動車、船舶又は航空機に乗務する機関手、運転手、操縦士、車掌、列車掛、荷扱手、列車手、給仕、暖房乗務員及び電源乗務員（以下単に「乗務員」という。）で長距離にわたる継続して乗務するもの並びに同表第十一号に掲げる事業に使用される労働者で屋内勤務者三十人未満の日本郵便株式会社（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものに限る。）において郵便の業務に従事するものについては、法第三十四條の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。

使用者は、乗務員で前項の規定に該当しないものについては、その者の従事する業務の性質上、休憩時間を与えることができず認められる場合においては、その勤務における停車時間、折返しによる待合せ時間その他の時間の合計が法第三十四條第一項に規定する休憩時間に相当するときは、同条の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。

第三十三條 法第三十四條第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

- 一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員、准救急隊員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者
- 二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。）として保育を行う者（同一の居室において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）

前項第二号に掲げる労働者を使用する使用者は、その員数、収容する児童数及び勤務の態様について、様式第十三号の五によつて、予め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

第三十四條 法第四十一條第三号の規定による許可は、従事する労働の態様及び員数について、

様式第十四号によつて、所轄労働基準監督署長より、これを受けなければならない。

第三十四條の二 法第四十一條の二第一項の規定による届出は、様式第十四号の二により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第四十一條の二第一項各号別記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を明らかにした書面に対象労働者（同項に規定する「対象労働者」をいう。以下同じ。）の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

一 対象労働者が法第四十一條の二第一項の同意をした場合には、同項の規定により、法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる旨

- 二 法第四十一條の二第一項の同意の対象となる期間
- 三 前号の期間中に支払われると見込まれる賃金の額
- 四 法第四十一條の二第一項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務に従事する時間に関し使用者から具体的な指示（業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に当該業務に従事する時間に関する指示と認められるものを含む。）を受けて行うものを除く。）とする。
  - 一 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
  - 二 資産運用（指図を含む。以下この号において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
  - 三 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務
  - 四 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
  - 五 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

法第四十一條の二第一項第二号イの厚生労働省令で定める方法は、使用者が、次に掲げる事

項を明らかにした書面に対象労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法(当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法)とする。

一 業務の内容  
二 責任の程度  
三 職務において求められる成果その他の職務を遂行するに当たつて求められる水準

法第四十一条の二第二項第五号イからニまでに掲げる項目(同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。)労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認  
法第四十一条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第四十一条の二第二項第五号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるものとして定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの  
二 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことを行い、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。)を行うこと。

三 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ、代休休日又は特別な休暇を付与すること。  
四 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。  
五 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。  
六 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

法第四十一条の二第二項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とする。  
法第四十一条の二第二項第五号イの厚生労働省令で定める回数、四回とする。

法第四十一条の二第二項第五号ロの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間(同項第三号に規定する健康管理時間をいう。以下この条及び次条において同じ。)が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。  
一 一箇月 百時間  
二 三箇月 二百四十時間

法第四十一条の二第二項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があつたこととする。  
法第四十一条の二第二項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。

一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十四条第一項第一号から第

三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目(同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。)

二 労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認  
法第四十一条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第四十一条の二第二項第五号イからニまでに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるものとして定めるところにより使用者が講ずることとした措置以外のもの  
二 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことを行い、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。)を行うこと。

三 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ、代休休日又は特別な休暇を付与すること。  
四 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。  
五 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。  
六 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

法第四十一条の二第二項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 法第四十一条の二第二項の決議の有効期間の定め及び当該決議は再度同項の決議をしない限り更新されない旨  
二 法第四十一条の二第二項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期  
三 常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。

四 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録及びリに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。  
イ 法第四十一条の二第二項の規定による同意及びその撤回

法第四十一条の二第二項第二号イの合意に基づき定められた職務の内容  
ハ 法第四十一条の二第二項第二号ロの支払われると見込まれる賃金の額  
ニ 健康管理時間の状況  
ホ 法第四十一条の二第二項第四号に規定する措置の実施状況  
ヘ 法第四十一条の二第二項第五号に規定する措置の実施状況  
ト 法第四十一条の二第二項第六号に規定する措置の実施状況  
チ 法第四十一条の二第二項第八号に規定する措置の実施状況  
リ 前号の規定による医師の選任  
第三十四条の二の二 法第四十一条の二第二項の規定による報告は、同条第一項の決議の有効期間の始期から起算して六箇月以内ごとに、様式第十四号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。  
法第四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況並びに同条第一項第四号に規定する措置、同項第五号に規定する措置及び同項第六号に規定する措置の実施状況について行うものとする。

第三十四条の二の三 第二十四条の二の四(第四項ロからニまでを除く。)の規定は、法第四十一条の二第二項の委員会について準用する。この場合において、第二十四条の二の四第四項ホ中「イからニまで」とあるのは、「イ」と読み替えるものとする。

第三十四条の二の四 法第六十条第三項第二号の厚生労働省令で定める時間は、四十八時間とする。

第三十四条の二の五 法第七十一条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者(以下「訓練生」という。)に係る労働契約の期間は、当該訓練生が受ける職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第十条第一項第四号、第十二条第一項第四号又は第十四条第一項第四号の訓練期間(同規則第二十一条又は職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号)以下「昭和五十三年改正訓練規則」という。)附則第二条第二項の規定により訓練期間を短縮した場合においてはその短縮した期間を控除した期間とする。)の範囲内で定めることができる。この場

合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。  
第三十四条の三 使用者は、訓練生に技能を習得させるために必要がある場合においては、満十八才に満たない訓練生を法第六十二条の危険有害業務に就かせ、又は満十六才以上の男性である訓練生を坑内労働に就かせることができる。使用者は、前項の規定により訓練生を危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合においては、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
第一項の危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに前項の規定により使用者が講ずべき措置の基準は、別表第一に定めるところによる。

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の四の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。  
第三十四条の五 都道府県労働局長は、前条の申請について許可をしたとき、若しくは許可をしないとき、又は許可を取り消したときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。  
第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

第三十六条 法第七十五条第二項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものにして、療養上相当と認められるものとする。  
一 診察  
二 薬剤又は治療材料の支給  
三 処置、手術その他の治療  
四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護  
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護  
六 移送

第三十七条 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附属建設物内で負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく医師に診断させなければならない。  
第三十七条の二 使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてもよい。  
一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五

合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。  
第三十四条の三 使用者は、訓練生に技能を習得させるために必要がある場合においては、満十八才に満たない訓練生を法第六十二条の危険有害業務に就かせ、又は満十六才以上の男性である訓練生を坑内労働に就かせることができる。使用者は、前項の規定により訓練生を危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合においては、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
第一項の危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに前項の規定により使用者が講ずべき措置の基準は、別表第一に定めるところによる。  
第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四号の四の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならない。  
第三十四条の五 都道府県労働局長は、前条の申請について許可をしたとき、若しくは許可をしないとき、又は許可を取り消したときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。  
第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。  
第三十六条 法第七十五条第二項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものにして、療養上相当と認められるものとする。  
一 診察  
二 薬剤又は治療材料の支給  
三 処置、手術その他の治療  
四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護  
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護  
六 移送  
第三十七条 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附属建設物内で負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく医師に診断させなければならない。  
第三十七条の二 使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてもよい。  
一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五



十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含むに拘留されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労務場留置の言渡しを受けて労務場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合

第三十八條 労働者が業務上負傷し又は疾病にかつたため、所定労働時間の一部分のみ労働した場合においては、使用者は、平均賃金と当該労働者に対して支払われる賃金との差額の百分の六十の額を休業補償として支払わなければならない。

第三十八條の二 法第七十六条第二項の常時百人未満の労働者を使用する事業場は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間においては、当該四月一日前一年間に使用した延労働者数を当該一年間の所定労働日数で除した労働者数が百人未満である事業場とする。

第三十八條の三 法第七十六条第二項の規定による同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、第二十五条第一項に規定する方法に準じて算定した金額とする。

第三十八條の四 常時百人以上の労働者を使用する事業場において業務上負傷し、又は疾病にかつた労働者若しくは同一職種の同一条件の労働者がいない場合における当該労働者の休業補償の額の改訂は、当該事業場の全労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の四半期ごとの平均給与額が上昇し又は低下した場合に行うものとする。

第三十八條の五 法第七十六条第二項後段の規定による改訂後の休業補償の額の改訂は、改訂の基礎となつた四半期の平均給与額を基礎として行うものとする。

第三十八條の六 法第七十六条第二項及び第三項の規定により、四半期ごとに平均給与額の上昇し又は低下した比率を算出する場合において、

その率に百分の一に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

第三十八條の七 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、毎月勤労統計における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額とその四半期の前における四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乘ずべき率を告示するものとする。

第三十八條の八 常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定については、平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものである場合又はその額の改訂をしたことがあるものとしてその額の改訂をしたことがある場合）とある場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に告示で定める率を乗ずるものとする。

第三十八條の九 前二条の告示は、四半期ごとに行うものとする。

第三十八條の十 休業補償の額の改訂について、第三十八條の四、第三十八條の五、第三十八條の七及び第三十八條の八の規定により難い場合は、厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

第三十九條 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならない。

第四十條 障害補償を行うべき身体障害の等級は、別表第二による。

別表第二に掲げる身体障害が二以上ある場合は、重い身体障害の該当する等級による。次に掲げる場合には、前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。但し、その障害補償の金額は、各々の身体障害の該当する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 一級  
二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 二級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 三級

別表第二に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、別表第二に掲げる身体障害に準じて、障害補償を行わなければならない。

既に身体障害がある者が、負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害補償の金額より、既にあつた障害の該当する障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行わなければならない。

第四十一條 法第七十八条の規定による認定は、様式第十五号により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。この場合においては、使用者は、同条に規定する重大な過失があつた事実を証明する書面をあわせて提出しなければならない。

第四十二條 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

配偶者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

第四十三條 前条の規定に該当する者がいない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

労働者が遺言又は使用者に対してした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。

第四十四條 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によつて等分するものとする。

前項の場合には、使用者は、前三条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。

第四十六條 使用者は、法第八十二条の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第三によつて残余の補償金額を一時に支払うことができる。

第四十七條 障害補償は、労働者の負傷又は疾病がなつた後身体障害の等級が決定した日から七日以内にこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後遺族補償及び葬祭料を受けるべき者が決定した日から七日以内にこれを行い又は支払わなければならない。

第二回以後の分割補償は、毎年、第一回の分割補償を行つた月に応ずる月に行わなければならない。

第四十八條 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とする。

第四十八條の二 法第八十七条第一項の厚生労働省令で定める事業は、法別表第一第三号に掲げる事業とする。

第四十九條 使用者は、常時十人以上の労働者を使用するに至つた場合においては、遅滞なく、法第八十九条の規定による就業規則の届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第九十条第二項の規定により前項の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の氏名を記載したものでなければならない。

第五十條 法第九十二条第二項の規定による就業規則の変更命令は、様式第十七号による文書で所轄労働基準監督署長が行う。

第五十條の二 法第九十六条の二第二項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。

一 使用する原動機の定格出力の合計が二・二キロワット以上である法別表第一第一号から第三号までに掲げる事業

二 次に掲げる業務に使用する原動機の定格出力の合計が一・五キロワット以上である事業

イ プレス機械又はシヤーンによる加工の業務

ロ 金属の切削又は乾燥研まの業務

ハ 木材の切削加工の業務

二 製綿、打綿、麻のりゆう解、起毛又は反毛の業務

三 主として次に掲げる業務を行なう事業

イ 別表第四に掲げる業務

ロ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六号第三号に規定する機械集材装置又は運材索道の取扱いの業務

その他厚生労働大臣の指定するもの

**第五十一条 削除**

**第五十二条** 法第百一条第二項の規定によつて、労働基準監督官の携帯すべき証票は、様式第十八号に定めるところによる。

**第五十二条の二** 法第百六条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第二十四条の二の四第三項第三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

**第五十三条** 法第百七条第一項の労働者名簿（様式第十九号）に記入しなければならない事項は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 性別
  - 二 住所
  - 三 従事する業務の種類
  - 四 雇入の年月日
  - 五 退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。）
  - 六 死亡の年月日及びその原因
- 常時三十人未満の労働者を使用する事業においては、前項第三号に掲げる事項を記入することを要しない。
- 第五十四条** 使用者は、法第百八条の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に貸金台帳に記入しなければならない。
- 一 氏名
  - 二 性別
  - 三 賃金計算期間
  - 四 労働日数
  - 五 労働時間数
  - 六 法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは

休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数

七 基本給、手当その他賃金の種類毎にその額

八 法第二十四条第一項の規定によつて賃金の一部を控除した場合には、その額

前項第六号の労働時間数は当該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の設定をした場合には、その就業規則に基づいて算定する労働時間数を以てこれに代えることができる。

第一項第七号の賃金の種類中に通貨以外のもので支払われる賃金がある場合には、その評価額を記入しなければならない。

日々雇入れられる者（一箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については、第一項第三号は記入するを要しない。

法第四十一条各号のいずれかに該当する労働者及び法第四十一条の二第一項の規定により労働させる労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

**第五十五条** 法第百八条の規定による貸金台帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引続き使用される日々雇入れられる者を含む。）については様式第二十号日々雇入れられる者（一箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については様式第二十一号によつて、これを調製しなければならない。

**第五十五条の二** 使用者は、年次有給休暇管理簿、第五十三条による労働者名簿又は第五十五条による貸金台帳をあわせて調製することができる。

**第五十六条** 法第百九条の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次のとおりとする。

- 一 労働者名簿については、労働者の死亡、退職又は解雇の日
- 二 貸金台帳については、最後の記入をした日
- 三 雇入れ又は退職に関する書類については、労働者の退職又は死亡の日
- 四 災害補償に関する書類については、災害補償を終わった日
- 五 賃金その他労働関係に関する重要な書類については、その完結の日

前項の規定にかかわらず、貸金台帳又は賃金その他労働関係に関する重要な書類を保存すべき期間の計算については、当該記録に係る賃金の支払期日が同項第二号又は第五号に掲げる日より遅い場合には、当該支払期日を起算日とする。

前項の規定は、第二十四条の二の二第三項第四号イ、第二十四条の二の二、第二十四条の二の三第三項第四号イ及び第二十四条の二の三の二に規定する労働者の労働時間の状況に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項（第三十四条の二の三において準用する場合を含む。）に規定する議事録、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第五項第四号イからへまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準用する。

**第五十七条** 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については労働安全衛生規則様式第二十二号により、第三号については同令様式第二十三号により、それぞれの実態を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない場合

- 一 事業を開始したとき
- 二 事業の附属寄宿舎において火災若しくは爆発又は倒壊の事故が発生した場合
- 三 労働者が事業の附属寄宿舎内で負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかり、死亡し又は休業した場合

前項第三号に掲げる場合において、休業の日数が四日に満たないときは、使用者は、同項の規定にかかわらず、労働安全衛生規則様式第二十四号により、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事業を毎年各各の期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

法第十八条第二項の規定により届け出た協定に基づき労働者の預金の受入れをする使用者は、毎年、三月三十一日以前一年間における預金の管理の状況を、四月三十日までに、様式第二十四号により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

**第五十八条** 行政官庁は、法第百四条の二第一項の規定により、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由

二 出頭を命ずる場合には、聴取しようとする事項

**第五十九条** 法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定又は指定の申請書は、各々二通これを提出しなければならない。

**第五十九条の二** 法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告、労働者名簿又は貸金台帳に用いるべき様式（様式第二十四号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、横書、縦書その他異なる様式を用いることを妨げるものではない。

使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式その他必要な書類に氏名を記載し、行政官庁に提出しなければならない。

法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一条）次条において「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六條第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。

**第五十九条の三** 届出等について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六條第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができ電磁的記録を当該届出等と併せて送信しなければならない。

**附 則 抄**

第六十条 この省令は昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第六十三条 工場法又は鉱業法に基いて調製した従前の様式による名簿を使用する使用者は、新たに名簿を調製するまでこれを第五十三条の労働者名簿に代えることができる。

第六十五条 積雪の度が著しく高い地域として厚生労働大臣が指定する地域に所在する事業場において、冬期に当該地域における事業活動の縮小を余儀なくされる事業として厚生労働大臣が指定する事業に従事する労働者であつて、屋外で作業を行う必要がある業務であつて業務の性質上冬期に労働者が従事することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する業務に従事するものについては、第十二条の第四項の規定にかかわらず、当分の間、法第三十二条の第四項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は十時間とし、一週間の労働時間の限度は五十二時間とする。

第六十六条 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下この条及び第六十九条第二項において同じ。）における四輪以上の自動車（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供せられる自動車であつて、当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）の運転の業務に従事する労働者であつて、次の各号のいずれにも該当する業務に従事するものについて法第三十二条の第四項の厚生労働省令で定める一日の労働時間の限度は、第十二条の第四項の規定にかかわらず、当分の間、十六時間とする。

一 当該業務に従事する労働者の労働時間（法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては当該労働時間を、休日に労働させた場合においては当該休日労働させた時間を含む。以下この号において同じ。）の終了から次の労働時間の開始までの期間が継続して二十時間以上ある業務であること。  
二 始業及び終業の時刻が同一の日に属しない業務であること。  
第六十七条 法第三十三条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。  
一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次に掲げるいずれかの者を介護する労働者  
イ 配偶者、父母若しくは子又は配偶者の父母  
ロ 当該労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫  
法第三十三条の厚生労働省令で定める期間は、平成十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間とする。

第六十九条 法第三十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。  
一 法別表第一第三号に掲げる事業  
二 事業場の所属する企業の主たる事業が法別表第一第三号に掲げる事業である事業場における事業  
三 工作物の建設の事業に関連する警備の事業（当該事業において労働者に交通誘導警備の業務を行わせる場合に限る。）  
法第四十条第一項の厚生労働省令で定める業務は、一般乗用旅客自動車運送事業の業務、貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の業務、一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第三十一条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）の業務、一般貸切旅客自動車運送事業（同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）の業務その他四輪以上の自動車の運転の業務とする。

第六十九条の二 法第四十一条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。

第六十九条の三 法第四十一条第一項（医療法第二百二十八条の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により法第三十六条の規定を読み替えて適用する場合における第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、医療法第二百二十八条の規定により読み替えられた場合にあつては、同表第一項ただし書きの項中「法第四十一条第二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十八条の規定により読み替えて適用する法第四十一条第二項」とあるのは「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項」とする。

第一項同条第五項	法第四十一条第二項	第一項法第三十六条第六十九條の三第二項第一号	法第四十一条第二項
第二号	法第四十一条第二項	第二号	法第四十一条第二項
第三号	法第四十一条第二項	第三号	法第四十一条第二項
第四号	法第四十一条第二項	第四号	法第四十一条第二項
第五号	法第四十一条第二項	第五号	法第四十一条第二項
第六号	法第四十一条第二項	第六号	法第四十一条第二項
第七号	法第四十一条第二項	第七号	法第四十一条第二項
第八号	法第四十一条第二項	第八号	法第四十一条第二項
第九号	法第四十一条第二項	第九号	法第四十一条第二項
第十号	法第四十一条第二項	第十号	法第四十一条第二項
第十一号	法第四十一条第二項	第十一号	法第四十一条第二項
第十二号	法第四十一条第二項	第十二号	法第四十一条第二項
第十三号	法第四十一条第二項	第十三号	法第四十一条第二項
第十四号	法第四十一条第二項	第十四号	法第四十一条第二項
第十五号	法第四十一条第二項	第十五号	法第四十一条第二項
第十六号	法第四十一条第二項	第十六号	法第四十一条第二項
第十七号	法第四十一条第二項	第十七号	法第四十一条第二項
第十八号	法第四十一条第二項	第十八号	法第四十一条第二項
第十九号	法第四十一条第二項	第十九号	法第四十一条第二項
第二十号	法第四十一条第二項	第二十号	法第四十一条第二項
第二十一条	法第四十一条第二項	第二十一条	法第四十一条第二項
第二十二条	法第四十一条第二項	第二十二条	法第四十一条第二項
第二十三条	法第四十一条第二項	第二十三条	法第四十一条第二項
第二十四条	法第四十一条第二項	第二十四条	法第四十一条第二項
第二十五条	法第四十一条第二項	第二十五条	法第四十一条第二項
第二十六条	法第四十一条第二項	第二十六条	法第四十一条第二項
第二十七条	法第四十一条第二項	第二十七条	法第四十一条第二項
第二十八条	法第四十一条第二項	第二十八条	法第四十一条第二項
第二十九条	法第四十一条第二項	第二十九条	法第四十一条第二項
第三十条	法第四十一条第二項	第三十条	法第四十一条第二項
第三十一条	法第四十一条第二項	第三十一条	法第四十一条第二項
第三十二条	法第四十一条第二項	第三十二条	法第四十一条第二項
第三十三条	法第四十一条第二項	第三十三条	法第四十一条第二項
第三十四条	法第四十一条第二項	第三十四条	法第四十一条第二項
第三十五条	法第四十一条第二項	第三十五条	法第四十一条第二項
第三十六条	法第四十一条第二項	第三十六条	法第四十一条第二項
第三十七条	法第四十一条第二項	第三十七条	法第四十一条第二項
第三十八条	法第四十一条第二項	第三十八条	法第四十一条第二項
第三十九条	法第四十一条第二項	第三十九条	法第四十一条第二項
第四十条	法第四十一条第二項	第四十条	法第四十一条第二項
第四十一条	法第四十一条第二項	第四十一条	法第四十一条第二項
第四十二条	法第四十一条第二項	第四十二条	法第四十一条第二項
第四十三条	法第四十一条第二項	第四十三条	法第四十一条第二項
第四十四条	法第四十一条第二項	第四十四条	法第四十一条第二項
第四十五条	法第四十一条第二項	第四十五条	法第四十一条第二項
第四十六条	法第四十一条第二項	第四十六条	法第四十一条第二項
第四十七条	法第四十一条第二項	第四十七条	法第四十一条第二項
第四十八条	法第四十一条第二項	第四十八条	法第四十一条第二項
第四十九条	法第四十一条第二項	第四十九条	法第四十一条第二項
第五十条	法第四十一条第二項	第五十条	法第四十一条第二項
第五十一条	法第四十一条第二項	第五十一条	法第四十一条第二項
第五十二条	法第四十一条第二項	第五十二条	法第四十一条第二項
第五十三条	法第四十一条第二項	第五十三条	法第四十一条第二項
第五十四条	法第四十一条第二項	第五十四条	法第四十一条第二項
第五十五条	法第四十一条第二項	第五十五条	法第四十一条第二項
第五十六条	法第四十一条第二項	第五十六条	法第四十一条第二項
第五十七条	法第四十一条第二項	第五十七条	法第四十一条第二項
第五十八条	法第四十一条第二項	第五十八条	法第四十一条第二項
第五十九条	法第四十一条第二項	第五十九条	法第四十一条第二項
第六十条	法第四十一条第二項	第六十条	法第四十一条第二項
第六十一条	法第四十一条第二項	第六十一条	法第四十一条第二項
第六十二条	法第四十一条第二項	第六十二条	法第四十一条第二項
第六十三条	法第四十一条第二項	第六十三条	法第四十一条第二項
第六十四条	法第四十一条第二項	第六十四条	法第四十一条第二項
第六十五条	法第四十一条第二項	第六十五条	法第四十一条第二項
第六十六条	法第四十一条第二項	第六十六条	法第四十一条第二項
第六十七条	法第四十一条第二項	第六十七条	法第四十一条第二項
第六十八条	法第四十一条第二項	第六十八条	法第四十一条第二項
第六十九条	法第四十一条第二項	第六十九条	法第四十一条第二項
第七十条	法第四十一条第二項	第七十条	法第四十一条第二項
第七十一条	法第四十一条第二項	第七十一条	法第四十一条第二項
第七十二条	法第四十一条第二項	第七十二条	法第四十一条第二項
第七十三条	法第四十一条第二項	第七十三条	法第四十一条第二項
第七十四条	法第四十一条第二項	第七十四条	法第四十一条第二項
第七十五条	法第四十一条第二項	第七十五条	法第四十一条第二項
第七十六条	法第四十一条第二項	第七十六条	法第四十一条第二項
第七十七条	法第四十一条第二項	第七十七条	法第四十一条第二項
第七十八条	法第四十一条第二項	第七十八条	法第四十一条第二項
第七十九条	法第四十一条第二項	第七十九条	法第四十一条第二項
第八十条	法第四十一条第二項	第八十条	法第四十一条第二項
第八十一条	法第四十一条第二項	第八十一条	法第四十一条第二項
第八十二条	法第四十一条第二項	第八十二条	法第四十一条第二項
第八十三条	法第四十一条第二項	第八十三条	法第四十一条第二項
第八十四条	法第四十一条第二項	第八十四条	法第四十一条第二項
第八十五条	法第四十一条第二項	第八十五条	法第四十一条第二項
第八十六条	法第四十一条第二項	第八十六条	法第四十一条第二項
第八十七条	法第四十一条第二項	第八十七条	法第四十一条第二項
第八十八条	法第四十一条第二項	第八十八条	法第四十一条第二項
第八十九条	法第四十一条第二項	第八十九条	法第四十一条第二項
第九十条	法第四十一条第二項	第九十条	法第四十一条第二項
第九十一条	法第四十一条第二項	第九十一条	法第四十一条第二項
第九十二条	法第四十一条第二項	第九十二条	法第四十一条第二項
第九十三条	法第四十一条第二項	第九十三条	法第四十一条第二項
第九十四条	法第四十一条第二項	第九十四条	法第四十一条第二項
第九十五条	法第四十一条第二項	第九十五条	法第四十一条第二項
第九十六条	法第四十一条第二項	第九十六条	法第四十一条第二項
第九十七条	法第四十一条第二項	第九十七条	法第四十一条第二項
第九十八条	法第四十一条第二項	第九十八条	法第四十一条第二項
第九十九条	法第四十一条第二項	第九十九条	法第四十一条第二項
第一百条	法第四十一条第二項	第一百条	法第四十一条第二項

九十五条若しくは同法第九十九条の規定により介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理することとした者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることを見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。  
三 管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行つた面接指導であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行つた場合にあつては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行つた医師の意見を聴かせること。  
四 管理者に、第二号の規定による面接指導を行つた医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。  
五 管理者に、医療法第八十六条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。  
前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。  
一 実施年月日  
二 当該面接指導を受けた特定医師の氏名  
三 当該面接指導を行つた医師の氏名  
四 当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況  
五 当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況  
六 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況

第二項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となるが見込まれない場合

二 第二項第五号に掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

法第四十一条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（法第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

第六十九条の四 法第四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、法第三十六条第一項の協定に前条第二項第二号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあつては、一年について九百六十時間とする。

第六十九条の五 法第四十一条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、第六十九条の三第二項第二号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については一年について九百六十時間とする。

第七十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、当該事業場の事業に法第三十九条第一項に規定する事業が含まれている場合における法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号の三の二（法第三十九条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の三の三）により、法第三十六条第二項第一号に規定する労働者に法第四十条第

一項に規定する業務に従事する労働者が含まれている場合における法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号の三の四（法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の三の五）により、法第三十六条第二項第一号に規定する労働者に特定医師が含まれている場合における同条第一項の規定による届出は、様式第九号の四（法第四十一条第二項（医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の五）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第五十九条の二の規定は、前項の届出について準用する。

第十六条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。

第七十一条 第十七条第二項、第二十四条の二の第二項第四号、第二十四条の二の二の二、第二十四条の二の三第三項第四号、第二十四条の二の三の二の二、第二十四条の二の四第二項（第三、第四、五の二の三において準用する場合を含む。）、第二十四条の七及び第二十四条の二第五項、第四号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

附則（昭和二十四年六月二〇日労働省令第九号） この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

附則（昭和二十四年一月二六日労働省令第二六号） この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年八月三一日労働省令第二三三号）抄 この省令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則（昭和二十七年九月一日から施行する。）抄 労働基準法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十七号）附則第四項第四号及び第五号の比率は、告示で定める。

附則（昭和二十九年六月一九日労働省令第二二二号）抄 この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（昭和二十九年七月一五日労働省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、因島市については昭和二十八年五月一日から、日光市については昭和二十九年三月十九日から、燕市、美祿市及び柳井市については昭和二十九年三月三十一日から、瑞浪市については昭和二十九年四月一日から、今市市については昭和二十九年四月十六日から、それぞれ、適用する。

附則（昭和三〇年二月一日労働省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、

一 下館労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中下妻市に係る部分、宇都宮労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中那須郡南那須村に係る部分、長岡労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、高田労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、糸魚川労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定、名古屋北労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、愛知県の内古知野労働基準監督署の項に係る改正規定中位置に関する部分及び管轄区域に関する部分、丹後労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、神戸西労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定並びに新見労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は昭和二十九年六月一日から、松阪労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定並びに木本労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定は同年同月二十日から、札幌労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、滝川労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、中赤平市に係る部分、名寄労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中紋別市及び士別市に係る部分、弘前労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、北海道労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、水海道労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、熊谷労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、川越労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、春日部労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定、所沢労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中狭山市に係る部分、銚子労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、大野労働基準監督署の位置に関する改正規定及び管轄区域に関する改正規定中大野市に係る部分、山梨県の部分の内加納労働基準監督署の項に係る改正規定中中山梨市に係る部分、中野労働基準監督署の位

置に関する改正規定及び管轄区域に関する改正規定中野市に係る部分、伊那労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、大町労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定、高砂労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定並びに本渡労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定は同年七月一日から、平労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定及び北海道労働基準監督署の位置に関する改正規定及び管轄区域に関する改正規定中水海道市に係る部分は同年同月十日から、太田労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定、穴水労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定並びに加世田労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年同月十五日から、山形労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中寒河江市に係る部分、千葉労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、中野労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中飯山市に係る部分、伊丹労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、中村労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定並びに安芸労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年八月一日から、都留労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定は同年同月八日から、八日市労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年同月十五日から、行田労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、松戸労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、大野労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中勝山市に係る部分、廿日市労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、八幡浜労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定並びに高知労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中香美郡土佐山田町に係る部分は同年九月一日から、大宮労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中鴻巣市に係る部分は同年同月三十日から、五所川原労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定、山形労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中上市市に係る部分、真岡労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定、十日町労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定、四日市労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定並びに須崎労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年十月一日から、甲府労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中韭崎市に係る部分並びに行橋労働基準

監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年同月十日から、大津労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定は同年同月十五日から、それぞれ、適用する。

2 第一項の規定により、所轄労働基準監督署がこの省令施行前に遡って変更された場合において、当該地域に存する事業又は事務所に関し、この省令適用後施行までの間において、変更前の所轄労働基準監督署長に対して行つた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は変更前の所轄労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、変更後の所轄労働基準監督署長に対して行われ又は変更後の所轄労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和三十年九月一日労働省令第二〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、橋岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、三島労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、昭和二十九年十一月一日から、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、昭和二十九年十一月三日から、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、昭和三十年一月一日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、昭和三十年二月一日から、それぞれ、適用する。

2 別表第三中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により小田原労働基準監督署の管轄区域とされていた神奈川県中郡西秦野町大字菖蒲、八沢、柳川及び三廻部の区域、出雲労働基準監督署の管轄区域とされていた島根県邑智郡川本町大字新屋及び大家本郷の区域並びに八幡浜労働基準監督署の管轄区域とされていた愛媛県北宇和郡吉田町大字法華津、深浦及び白浦の区域は、この省令施行の日から、それぞれ、平塚労働基準監督署、浜田労働基準監督署及び宇和島労働基準監督署の管轄区域とする。

附則 (昭和三十一年五月一日労働省令第一〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、三本松労働基準監督署に関する改正規定中位置に関する部分は、昭和三十年三月十五日から適用する。

2 別表第三中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により姫路労働基

準監督署の管轄区域とされていた兵庫県佐用郡南光町の内船越、河崎、上三河、中三河、下三河、西下野、漆野の区域は、この省令施行の日から、相生労働基準監督署の管轄区域とする。

附則 (昭和三十一年九月一日労働省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、厚木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年二月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月二十日から、それぞれ、適用する。

附則 (昭和三十三年八月三十一日労働省令第一九号)

1 この省令は、昭和三十三年九月一日から施行する。ただし、両津労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月三日から、大田原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十二月一日から、橋本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分及び観音寺労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年一月一日から、名寄労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年四月一日から、桜井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分及び限府労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月一日から、古市労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月三十日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、それぞれ適用する。

2 別表第三中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により、秋田労働基準監督署の管轄区域とされていた秋田県仙北郡協和村大字船岡及び船沢の区域、篠ノ井労働基準監督署の管轄区域とされていた長野県上水内郡信州新町大字日原東、日原西及び信級の区域、伊那労働基準監督署の管轄区域とされていた長野県下伊那郡松川町大字上片桐の区域、和気労働基準監督署の管轄区域とされていた岡山県御津郡建部町大字大田、上師方、吉田及び小倉の区域、倉敷労働基準監督署の管轄区域とされていた岡山県上房郡加陽町大字北、岨谷、宮地及び西の区域並びに鹿屋島労働基準監督署の管轄区域とされていた鹿児島県霧島郡輝北町大字百引の区域は、この省令施行の日から、それぞ

れ大曲労働基準監督署、長野労働基準監督署、飯田労働基準監督署、岡山労働基準監督署、新見労働基準監督署及び志布志労働基準監督署の管轄区域とする。

附則 (昭和三十三年七月一日労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、大聖寺労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年一月一日から、亀戸労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年四月一日から、富岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年五月一日から、それぞれ適用する。

附則 (昭和三十三年七月一日労働省令第一六号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日) 附則 (昭和三十三年八月一日労働省令第一九号) この省令は、公布の日から施行する。附則 (昭和三十三年一〇月二三日労働省令第二二号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、長崎労働基準監督署福江分室に関する改正規定は、昭和三十三年十一月一日から施行し、会津労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年一月一日から、滝川労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年七月一日から、菊池労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年八月一日から、高松労働基準監督署小豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署熊毛分室に関する改正規定は昭和三十三年十月一日から、それぞれ適用する。

附則 (昭和三十四年二月二四日労働省令第三号) 抄

第一条 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。(施行期日) 附則 (昭和三十四年六月一日労働省令第一五号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、古市労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年一月十五日から適用する。

附則 (昭和三十四年七月一〇日労働省令第一六号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、田名部労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年九月一日から、篠ノ井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

附則 (昭和三十五年三月三十一日労働省令第六号) 抄

第一条 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。(施行期日) 第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。(労働基準法施行規則の一部改正) 2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票及び最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)附則第二条第一項の規定による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。附則 (昭和三十五年七月一日労働省令第一八号) この省令は、公布の日から施行する。附則 (昭和三十五年一〇月一日労働省令第二三号) この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。(労働基準法施行規則の一部改正) 第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

附則 (昭和三十四年七月二四日労働省令第二一号) 抄

第一条 この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。(施行期日) 附則 (昭和三十四年一二月三日労働省令第二七号) この省令は、公布の日から施行する。附則 (昭和三十五年二月一〇日労働省令第一号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、田名部労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年九月一日から、篠ノ井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から適用する。

附則 (昭和三十五年三月三十一日労働省令第六号) 抄

第一条 この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。(施行期日) 第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。(労働基準法施行規則の一部改正) 2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票及び最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)附則第二条第一項の規定による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

附則 (昭和三十五年七月一日労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。附則 (昭和三十五年一〇月一日労働省令第二三号) この省令は、公布の日から施行する。



附 則 (昭和三十五年二月二日労働省令第二十九号)

1 この省令は、昭和三十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行日前に、従前の花巻労働基準監督署長に対して行なつた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等で、当該事項について、新たに改正後の規定による釜石労働基準監督署長に対して行ない、又は同労働基準監督署長が行なうことを要するものについては、それぞれ同労働基準監督署長に対して行ない、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和三十六年三月八日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二百二十四条の四の改正規定及び附則第七条(労働安全衛生規則第四十五条第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、昭和三十六年十月一日から、第二百二十七条から第二百六十条まで及び附則第六条の規定は、昭和三十六年六月一日から、附則第七条(労働安全衛生規則第四十五条第一項第十三号に係る部分以外の部分に限る。)及び附則第八条の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年三月三十一日労働省令第三号)

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年七月三十一日労働省令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年八月一日労働省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年九月二十九日労働省令第二〇号)

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年十一月八日労働省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年二月二十八日労働省令第二五号) 抄

1 この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。

2 この省令の施行日前に、従前の熊野労働基準監督署長に対して行なつた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等で、当該事項について、この省令による改正後の規定により、松阪労働基準監督署長が行なうことを要するものについては、それぞれ、同労働基準監督署長に対して行ない、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和三十九年六月二十九日労働省令第一七号)

この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和三十九年九月二十六日労働省令第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(労働基準法施行規則の一部改正)

第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。

2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持しているこの省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

附 則 (昭和四〇年三月二十九日労働省令第四号)

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四〇年七月十七日労働省令第三号)

この省令は、昭和四十年七月二十日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四〇年七月十七日労働省令第三号)

この省令は、昭和四十年七月二十日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四〇年七月三十一日労働省令第一四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十年八月一日から施行する。

2 この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年一月三十一日労働省令第二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十一年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月二三日労働省令第四号) 抄

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四一年二月六日労働省令第三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。

2 この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四二年三月三十一日労働省令第八号)

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、別表第四鹿児島部の改正規定は、昭和四十二年四月二十九日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分等の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務が他の労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持しているこの省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持しているこの省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持しているこの省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

2 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持しているこの省令による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、この省令による改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

た労働基準監督署長に対して行なわれ、又はその労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四十二年六月二日労働省令 第一七号)

1 この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前に一関労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が大船渡労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合においては、同労働基準監督署長に対して行なわれ、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四十二年一〇月二日労働省令 第二九号)

1 この省令は、昭和四十二年十月二十五日から施行する。

2 この省令の施行前一年間に生じた障害補償の事由に係る障害であつて、この省令による改正前の労働基準法施行規則別表第二の第十二級第十二号又はこの省令による改正前の労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第十二級第十二号に該当するものうち、この省令の施行の日において、この省令による改正後の労働基準法施行規則別表第二の第九級第十三号若しくは第十四号又はこの省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第九級第十三号若しくは第十四号に該当する障害については、当該障害に係る障害補償の事由が生じた日から、この省令を適用する。

附 則 (昭和四十二年一二月一五日労働省令 第三一号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十三年三月二日労働省令 第二号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

4 休業補償の額の改定に係るこの省令の施行の日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に

おける事業場の規模については、前項の規定による改正後の労働基準法施行規則(以下「新規規」という。)第三十八條の二の規定を適用して算定した同年十月一日から昭和四十四年六月三十日までの間の各四半期における休業補償の額が、前項の規定による改正前の労働基準法施行規則第三十八條の二の規定の適用があるとして算定した当該四半期における休業補償の額に満たない場合には、新規規第三十八條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和四十三年五月二九日労働省令 第一五号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十三年六月一八日労働省令 第一九号)

1 この省令は、昭和四十三年七月一日から施行する。ただし、別表第四愛知県等の管轄区域欄に係る改正規定は、昭和四十三年九月一日から施行する。

2 昭和四十三年九月一日前に名古屋南労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が名古屋北労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合には、同労働基準監督署長に対して行なわれ、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四十三年一二月二八日厚生省・労働省令第一号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年十二月二日から施行する。

附 則 (昭和四十四年一月二九日労働省令 第一号) 抄

1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年六月一四日労働省令 第一七号)

1 この省令は、昭和四十四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前に名古屋北労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の

の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が名古屋西労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合には、同労働基準監督署長に対して行なわれ、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四十四年一〇月一日労働省令 第二四号) 抄

1 この省令(以下「新省令」という。)は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年一二月一日労働省令 第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年三月二日労働省令 第一号)

この省令は、昭和四十五年三月十七日から施行する。

附 則 (昭和四十五年三月三〇日労働省令 第四号)

この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年九月三〇日労働省令 第三号) 抄

1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

(労働基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この省令施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の労働基準法施行規則第五十二條の規定による労働基準監督官証票は、当該の間、改正後の労働基準法施行規則第五十二條の規定による労働基準監督官証票とみなす。

附 則 (昭和四十六年六月二九日労働省令 第一七号)

この省令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年三月二三日労働省令 第五号)

1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に中村労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は同労働

基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が須崎労働基準監督署長によつて取り扱われることとなつた場合には、同労働基準監督署長に対して行なわれ、又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則 (昭和四十七年五月一五日労働省令 第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年七月一日労働省令 第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年九月三〇日労働省令 第三二号) 抄

1 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十七年一〇月二日労働省令 第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月二七日労働省令 第三号) 抄

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月二七日労働省令 第五号)

1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年一月三〇日労働省令 第三号)

1 この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年一月三〇日労働省令 第三号)

1 この省令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督

署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和四十九年三月二五日労働省令第七号)

1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和五〇年三月二九日労働省令第七号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年八月一日労働省令第二〇号) 抄

第一条 この省令は、法の施行の日(昭和五十年八月一日)から施行する。  
(様式に関する経過措置)

第十三条 附則第六條の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二條の規定による証票、附則第七條の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五條の三の規定による証票及び附則第十一條の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五條の規定による証票は、当分の間、それぞれ、附則第六條の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二條の規定による証票、附則第七條の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五條の三の規定による証票及び附則第十一條の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五條の規定による証票とみなす。

附則 (昭和五〇年八月二七日労働省令第二三〇号) 抄

1 この省令は、昭和五十年九月一日から施行する。

2 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治つたとき身体に障害が存する場合において労働基準法の規定により使用

者が行うべき障害補償については、なお従前の例による。

附則 (昭和五一年三月三〇日労働省令第七号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年四月一日労働省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年五月二〇日労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年六月二八日労働省令第二六号) 抄

第一条 この省令は、昭和五十一年七月一日から施行する。  
(様式に関する経過措置)

第三条 改正前の労働基準法施行規則第十八号の証票は、当分の間、改正後の労働基準法施行規則第十八号の証票とみなす。

附則 (昭和五一年九月六日労働省令第三二号) 抄

1 この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第七條の前に六條を加える改正規定(第六條に係る部分を除く)、次項の規定(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五條に係る部分を除く。)及び附則第三項の規定(労働省組織規程(昭和二十七年労働省令第三十六号)第十八條に係る部分に限る。)は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和五二年四月一日労働省令第九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和五三年三月三〇日労働省令第一一号)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和五三年九月三〇日労働省令第三七号) 抄

第一条 この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和五三年十一月一〇日労働省令第四三三号)

1 この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日の前日までに行われた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六條の規定による届出に係る協定を更新しようとする場合の同條の規定による届出がこの省令の施行の日以後に行われる場合には、労働基準法施行規則第十七條第二項の規定は、適用しない。ただし、当該協定の更新に関してこの省令の施行の日以後に労働基準法施行規則第十七條第一項の規定による届出が行われた場合には、この限りでない。

附則 (昭和五四年四月二日労働省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年三月二一日労働省令第三三号)

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定中大阪の労働基準監督署名(支署名)の欄に係る部分は、昭和五十五年三月二十二日から施行する。

附則 (昭和五六年一月二六日労働省令第三三号) 抄

第一条 この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。  
(第一條の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治つたとき身体に障害が存する場合において労働基準法の規定により使用者が行うべき障害補償については、なお従前の例による。

附則 (昭和五六年二月六日労働省令第五号)

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二十七條から第三十條までの改正規定(第二十八條及び第二十九條に係る部分に限る。)及び第三十二條第一項の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和五六年四月一日労働省令第一三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年三月二〇日労働省令第五号)

1 この省令は昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、千葉の部の管轄区域の欄に係る改正規定及び福岡の部福岡の項管轄区域の欄に係る改正規定(宗像市に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附則 (昭和五七年六月三〇日労働省令第二五号)

第一条 この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた労働基準法(以下「法」という。)第三十六條の協定(当該協定を更新しようとする旨の協定が施行日以後にされるものを除く。次項において同じ。)については、改正後の労働基準法施行規則第十六條第一項の規定は、適用しない。

2 施行日前にされた法第三十六條の協定を施行日以後に同條の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

3 施行日前にされた法第三十六條の協定を更新しようとする旨の協定を施行日以後最初にする場合における同條の規定による届出については、労働基準法施行規則第十七條第二項の規定は、適用しない。

附則 (昭和五八年三月一五日労働省令第七号)

1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等

は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六〇年三月二五日労働省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条及び第四条の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月三〇日労働省令第三号) 抄

第一条 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月二七日労働省令第三号) 抄

第一条 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二四日労働省令第一〇号)

1 この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。ただし、広島の一部甘日市の項管轄区域の欄に係る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六二年三月二〇日労働省令第五号)

1 この省令は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。ただし、神奈川県横浜西の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和六二年三月三〇日労働省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第五条 この省令による改正後の労働基準法施行規則第三十七条の二の規定は、施行日以後に労働者が同条各号のいずれかに該当する場合について適用する。

2 休業補償の額の改訂に係る施行日前における事業場の規模については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年二月一六日労働省令第三一号)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(暫定措置)

第二条 常時三百人以下の労働者を使用する事業については、労働基準法(以下「法」という。)第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、改正後の労働基準法施行規則(以下「新規則」という。)第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、昭和六十六年三月三十一日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

Table with columns for '週所定労働日数' (Weekly prescribed working hours) and '勤続年数' (Length of service). Rows show ranges of working hours (e.g., 1-2, 2-3, etc.) and corresponding length of service ranges (e.g., 1-2 years, 2-3 years, etc.).

Table with columns for '日' (Day) and '日数' (Number of days). It lists specific days of the week (e.g., 日一, 日二) and corresponding day counts (e.g., 日一, 日二, etc.).

Table with columns for '日' (Day) and '日数' (Number of days). It lists specific days of the week (e.g., 日一, 日二) and corresponding day counts (e.g., 日一, 日二, etc.).

2 常時三百人以下の労働者を使用する事業については、法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、新規則第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、昭和六十六年四月一日から昭和六十九年三月三十一日までの間は、法第三十九条第三項第一号の労働者にあつては次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

七十
六十
五十
四十
三十
二十
十
一

第三条 法第八号第八号、第十号（映画の製作の事業を除く）、第十三号及び第十四号の事業のうち常時五人未満の労働者を使用するものに係る新規則第二十五条の二の規定の適用については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、同条中「四十八時間」とあるのは「五十四時間」と、「八時間」とあるのは「九時間」とする。

2 前項の場合において、法第八号第十三号の事業以外の事業に係る新規則第二十五条の二第二項の就業規則その他これに準ずるものにおいて定める一日の労働時間の限度は十一時間とする。

第四条 昭和六十六年三月三十一日までの間は、新規則第二十六条の規定の適用については、同条中「四十六時間」とあるのは「四十八時間」とする。

**附 則**（昭和六十六年三月一七日労働省令第三号）

1 この省令は、昭和六十三年三月三十一日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項及び大阪の部羽曳野の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。

**附 則**（平成元年二月一〇日労働省令第一号）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の日前にされた労働基準法第三十六条の協定（当該協定を更新しようとする旨の協定が施行の日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

**附 則**（平成元年三月三十一日労働省令第八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項位置（支署所在地）の欄

に係る改正規定は、平成元年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。

**附 則**（平成二年三月三〇日労働省令第六号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二年二月一八日労働省令第二九号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行する。（暫定措置）

**附 則**（平成五年三月三十一日労働省令第二号）

（暫定措置）  
第一条 平成五年三月三十一日までの間は、改正後の労働基準法施行規則第二十六条の規定の適用については、同条中「四十四時間」とあるのは、「四十六時間」とする。

2 使用者は、消防職員及び常勤の消防団員は、労働基準法第三十二条の規定にかかわらず、一週間について四十六時間、一日について八時間まで労働させることができる。

3 使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、八週間以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十六時間を超えない定めをした場合には、前項に規定する者については、特定された週において四十六時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させることができる。

**附 則**（平成三年三月三〇日労働省令第七号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

**附 則**（平成四年三月二三日労働省令第三号）

この省令は、平成四年三月三十日から施行する。ただし、第四条 別表第四千葉の部千葉の項位置（支署所在地）の欄及び東金の項並びに同表東京の部中央の項に係る改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成四年八月二八日労働省令第二七号）  
この省令は、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の施行の日（平成四年九月一日）から施行する。

**附 則**（平成五年二月一二日労働省令第一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成五年三月三〇日労働省令第七号）  
この省令は、平成五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成六年一月四日労働省令第一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務している労働者に係る労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条第三項第三号の規定にかかわらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者については、次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者については同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間勤続年数
一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
十三	十三
十四	十四
十五	十五
十六	十六
十七	十七
十八	十八
十九	十九
二十	二十
二十一	二十一
二十二	二十二
二十三	二十三
二十四	二十四
二十五	二十五
二十六	二十六
二十七	二十七
二十八	二十八
二十九	二十九
三十	三十
三十一	三十一
三十二	三十二
三十三	三十三
三十四	三十四
三十五	三十五
三十六	三十六
三十七	三十七
三十八	三十八
三十九	三十九
四十	四十
四十一	四十一
四十二	四十二
四十三	四十三
四十四	四十四
四十五	四十五
四十六	四十六
四十七	四十七
四十八	四十八
四十九	四十九
五十	五十
五十一	五十一
五十二	五十二
五十三	五十三
五十四	五十四
五十五	五十五
五十六	五十六
五十七	五十七
五十八	五十八
五十九	五十九
六十	六十
六十一	六十一
六十二	六十二
六十三	六十三
六十四	六十四
六十五	六十五
六十六	六十六
六十七	六十七
六十八	六十八
六十九	六十九
七十	七十
七十一	七十一
七十二	七十二
七十三	七十三
七十四	七十四
七十五	七十五
七十六	七十六
七十七	七十七
七十八	七十八
七十九	七十九
八十	八十
八十一	八十一
八十二	八十二
八十三	八十三
八十四	八十四
八十五	八十五
八十六	八十六
八十七	八十七
八十八	八十八
八十九	八十九
九十	九十
九十一	九十一
九十二	九十二
九十三	九十三
九十四	九十四
九十五	九十五
九十六	九十六
九十七	九十七
九十八	九十八
九十九	九十九
百	百
百一	百一
百二	百二
百三	百三
百四	百四
百五	百五
百六	百六
百七	百七
百八	百八
百九	百九
百十	百十
百十一	百十一
百十二	百十二
百十三	百十三
百十四	百十四
百十五	百十五
百十六	百十六
百十七	百十七
百十八	百十八
百十九	百十九
百二十	百二十
百二十一	百二十一
百二十二	百二十二
百二十三	百二十三
百二十四	百二十四
百二十五	百二十五
百二十六	百二十六
百二十七	百二十七
百二十八	百二十八
百二十九	百二十九
百三十	百三十
百三十一	百三十一
百三十二	百三十二
百三十三	百三十三
百三十四	百三十四
百三十五	百三十五
百三十六	百三十六
百三十七	百三十七
百三十八	百三十八
百三十九	百三十九
百四十	百四十
百四十一	百四十一
百四十二	百四十二
百四十三	百四十三
百四十四	百四十四
百四十五	百四十五
百四十六	百四十六
百四十七	百四十七
百四十八	百四十八
百四十九	百四十九
百五十	百五十
百五十一	百五十一
百五十二	百五十二
百五十三	百五十三
百五十四	百五十四
百五十五	百五十五
百五十六	百五十六
百五十七	百五十七
百五十八	百五十八
百五十九	百五十九
百六十	百六十
百六十一	百六十一
百六十二	百六十二
百六十三	百六十三
百六十四	百六十四
百六十五	百六十五
百六十六	百六十六
百六十七	百六十七
百六十八	百六十八
百六十九	百六十九
百七十	百七十
百七十一	百七十一
百七十二	百七十二
百七十三	百七十三
百七十四	百七十四
百七十五	百七十五
百七十六	百七十六
百七十七	百七十七
百七十八	百七十八
百七十九	百七十九
百八十	百八十
百八十一	百八十一
百八十二	百八十二
百八十三	百八十三
百八十四	百八十四
百八十五	百八十五
百八十六	百八十六
百八十七	百八十七
百八十八	百八十八
百八十九	百八十九
百九十	百九十
百九十一	百九十一
百九十二	百九十二
百九十三	百九十三
百九十四	百九十四
百九十五	百九十五
百九十六	百九十六
百九十七	百九十七
百九十八	百九十八
百九十九	百九十九
百	百

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日	三十二日	三十三日	三十四日	三十五日	三十六日	三十七日	三十八日	三十九日	四十日	四十一日	四十二日	四十三日	四十四日	四十五日	四十六日	四十七日	四十八日	四十九日	五十日	五十一日	五十二日	五十三日	五十四日	五十五日	五十六日	五十七日	五十八日	五十九日	六十日	六十一日	六十二日	六十三日	六十四日	六十五日	六十六日	六十七日	六十八日	六十九日	七十日	七十一日	七十二日	七十三日	七十四日	七十五日	七十六日	七十七日	七十八日	七十九日	八十日	八十一日	八十二日	八十三日	八十四日	八十五日	八十六日	八十七日	八十八日	八十九日	九十日	九十一日	九十二日	九十三日	九十四日	九十五日	九十六日	九十七日	九十八日	九十九日	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百九十	百九十一	百九十二	百九十三	百九十四	百九十五	百九十六	百九十七	百九十八	百九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百九十	百九十一	百九十二	百九十三	百九十四	百九十五	百九十六	百九十七	百九十八	百九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百九十	百九十一	百九十二	百九十三	百九十四	百九十五	百九十六	百九十七	百九十八	百九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百九十	百九十一	百九十二	百九十三	百九十四	百九十五	百九十六	百九十七	百九十八	百九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百九十	百九十一	百九十二	百九十三	百九十四	百九十五	百九十六	百九十七	百九十八	百九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三	百八十四	百八十五	百八十六	百八十七	百八十八	百八十九	百九十	百九十一	百九十二	百九十三	百九十四	百九十五	百九十六	百九十七	百九十八	百九十九	百	百一	百二	百三	百四	百五	百六	百七	百八	百九	百十	百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九	百二十	百二十一	百二十二	百二十三	百二十四	百二十五	百二十六	百二十七	百二十八	百二十九	百三十	百三十一	百三十二	百三十三	百三十四	百三十五	百三十六	百三十七	百三十八	百三十九	百四十	百四十一	百四十二	百四十三	百四十四	百四十五	百四十六	百四十七	百四十八	百四十九	百五十	百五十一	百五十二	百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二	百六十三	百六十四	百六十五	百六十六	百六十七	百六十八	百六十九	百七十	百七十一	百七十二	百七十三	百七十四	百七十五	百七十六	百七十七	百七十八	百七十九	百八十	百八十一	百八十二	百八十三</
-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	--------





一日	四十八日から	三日	三日	三日
二日	七十二日まで			

2 六箇月経過日から起算した継続勤務年数が五年から七年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間にある労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、新規則第二十四条の第三項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数	継続勤務期間
四日	百六十九日から二百二十二日	十三日 十四日
三日	百二十一日から百九日	十日
二日	七十三日から百一六日	六日 七日
一日	四十八日から七十三日	三日

第五条 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日（以下「施行日」という。前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、新規則第二十四条の第三項の規定にかかわらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

一日	四十八日から七十二日	三日	三日
二日	七十二日から百二十日	六日	七日
三日	百二十一日から百六十八日	十日	十一日
四日	百六十九日から二百六十三日	十三日	十五日

2 施行日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものうち、雇入れの日から起算した継続勤務年数が六年から九年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間にある労働者に係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、同日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数	継続勤務期間
四日	百六十九日から二百二十二日	十三日 十四日
三日	百二十一日から百九日	十日
二日	七十三日から百一六日	六日 七日
一日	四十八日から七十三日	三日

3 施行日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものうち、雇入れの日から起算した継続勤務年数が七年又は八年に達する日の翌日

一日	四十八日から七十二日	三日	三日
二日	七十二日から百二十日	六日	七日
三日	百二十一日から百六十八日	十日	十一日
四日	百六十九日から二百六十三日	十三日	十五日

2 施行日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものうち、雇入れの日から起算した継続勤務年数が六年から九年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間にある労働者に係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、同日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数	継続勤務期間
四日	百六十九日から二百二十二日	十三日 十四日
三日	百二十一日から百九日	十日
二日	七十三日から百一六日	六日 七日
一日	四十八日から七十三日	三日

第六条 雇入れの日が施行日前であり、かつ、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日が施行日以後である労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに関する第二十四条の第三項並びに附則第四条第一項及び第二項の適用については、第二十四条の第三項及び附則第四条第一項中「雇入れの日」とあるのは「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日」とする。

附則（平成十一年一月八日労働省令第一号）  
この省令は、平成十一年一月十一日から施行する。

附則（平成十一年三月三十一日労働省令第二四号）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成十一年三月三十一日労働省令第二八号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働基準法施行規則

第二十一条の改正規定は平成十一年十月一日から、第一条中労働基準法施行規則第二十五条の二の改正規定は平成十三年四月一日から施行する。

（労働時間に関する経過措置）  
第二条 平成十三年三月三十一日を含む一週間に係る労働時間については、この省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際使用者がこの省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の二第二項の規定により労働させることとしている労働者に関しては、同項の規定に基づく協定による、又は就業規則一箇月以内の一定の期間又は旧規則第二十五条の二第三項の規定に基づく協定による、又は協定による定めをしている同項第二号の清算期間のうち平成十三年三月三十一日を含む旧規則による協定等の期間に係る労働時間については、新規則第二十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 第一条中労働基準法施行規則第二十一条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年四月一日労働省令第二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年二月二七日労働省令第五一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 平成十四年三月三十一日（以下「基準日」という。）においてその労働時間についてこの省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第六十七条第一項の規定が適用されている労働者に関しては、基準日を含む一週間に係る労働時間については、同項の規定の例による。

2 基準日において使用者が新規則第六十七条第二項の規定により労働させることとしている労働者に関しては、同項に規定する協定による、

（労働時間に関する経過措置）  
第二条 平成十三年三月三十一日を含む一週間に係る労働時間については、この省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際使用者がこの省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の二第二項の規定により労働させることとしている労働者に関しては、同項の規定に基づく協定による、又は就業規則一箇月以内の一定の期間又は旧規則第二十五条の二第三項の規定に基づく協定による、又は協定による定めをしている同項第二号の清算期間のうち平成十三年三月三十一日を含む旧規則による協定等の期間に係る労働時間については、新規則第二十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 第一条中労働基準法施行規則第二十一条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年四月一日労働省令第二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十一年二月二七日労働省令第五一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 平成十四年三月三十一日（以下「基準日」という。）においてその労働時間についてこの省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第六十七条第一項の規定が適用されている労働者に関しては、基準日を含む一週間に係る労働時間については、同項の規定の例による。

2 基準日において使用者が新規則第六十七条第二項の規定により労働させることとしている労働者に関しては、同項に規定する協定による、

又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをして一箇月以内の一定の期間のうち基準日を含むものに係る労働時間については、同項の規定の例による。

附則（平成二十二年一月三十一日労働省令第二号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又

は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

（様式に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第十二条による改正前の労働保険の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第十二条の規定による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票並びに第二十四条による改正前の雇用保険法施行規則第二十七条の七及び第百四十四条の証明書は、当分の間、それぞれ、第一条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第十二条による改正後の労働保険の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第二十二條の規定による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票並びに第二十四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第二十七条の七及び第百四十四条の規定による証明書とみなす。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当の様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附則（平成二十二年三月二十九日労働省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年六月三〇日労働省令第二十九号）

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附則（平成二十二年八月二十四日 平成二十三年厚生労働省令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この中央省庁等改革推進本部令（以下「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（この本部令の効力）

第二条 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための厚生労働省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年厚生労働省令第二号）となるものとする。

附則（平成二十二年一〇月三十一日労働省令第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正前の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正前の労働保険の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による証明書、第七十一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正前の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書は、当分の間、第二条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、第三条の規定による改正後の職業安定法施行規則第三十三条第二項の規定による証明書、第八条の規定による改正後の労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則第四条の規定による証票、第二十六条の規定による改正後

の職業能力開発促進法施行規則第七十八条の規定による証票、第三十一条の規定による改正後の労働保険の徴収等に関する法律施行規則第七十三条の規定による証票、第三十四条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票、第五十二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第四十四条の規定による証明書、第七十条の規定による改正後の女性労働基準規則第四条の規定による証票、第七十一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第四十八条の規定による証明書及び第七十四条の規定による改正後の港湾労働法施行規則第四十五条第二項の規定による証明書とみなす。

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当の様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附則（平成二十二年一二月三〇日労働省令第四二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年一二月二七日労働省令第四七〇号）

この省令は、平成二十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年一二月二七日労働省令第四九〇号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日（労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日）をいう。以下この条において同じ。）であるものうち一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数との差を超過する日数に達しない労働者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、施行後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。第二十四条の第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

**第三条** 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、新規則第二十四条の第三項及び前条の規定にかかわらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働一年間の所定労働日数	勤続年数
四日	八年以上
三日	百六十九日から二百六日まで
二日	百二十一日から百六十八日まで
一日	七十三日から百二十日まで
	四十八日から七十二日まで

附則（平成一四年二月二〇日厚生労働省令第一三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年三月二六日厚生労働省令第三四号）  
（施行期日）

**第一条** この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

**第二条** この省令による改正前の労働基準法施行規則第六十七条第三項に規定する議事録の保存については、なお従前の例による。

**第三条** この省令の施行の日前にされた労働基準法第三十六条第一項の協定（当該協定を更新しようとする旨の協定が施行の日以後にされるも

のを除く。）を同日以後に同項の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（平成一四年四月一日厚生労働省令第六三三号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月二七日厚生労働省令第五六六号）  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年一月二二日厚生労働省令第一六三三号）  
この省令は、労働基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附則（平成一六年六月四日厚生労働省令第一〇一〇号）抄  
この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一七年三月一五日厚生労働省令第二九二九号）  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二五日厚生労働省令第六六号）抄  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二七日厚生労働省令第九九号）  
（施行期日）

**第一条** この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年一月二七日厚生労働省令第九九号）  
（施行期日）

**第一条** この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）  
**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二二二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二二号）抄  
この省令は、平成一九年九月二五日から施行する。

附則（平成一九年九月二八日厚生労働省令第一一六号）  
この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

附則（平成二一年五月二九日厚生労働省令第一一三三三号）  
（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二二日厚生労働省令第一二二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年五月二二日厚生労働省令第一二二九号）  
（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第六八八号）  
この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第六八八号）  
（施行期日）

**第一条** この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三三三号）抄  
（施行期日）

附則（平成二三年二月一日厚生労働省令第一三三三三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**第二条** この省令の施行前に生じた労働基準法の規定による障害補償の事由に係る障害に関する労働基準法施行規則別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇〇号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三五五号）  
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一四九号）  
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年九月三〇日厚生労働省令第一一三三三号）  
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二六年一月二八日厚生労働省令第一三二二二号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第六八八号）  
この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三三三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三三三号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二十七年五月二〇日厚生労働省令第一〇三号）

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二十八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月三一日厚生労働省令第五五号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年一月二七日厚生労働省令第二二六号）

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月九日厚生労働省令第二二一号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年九月七日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働基準法施行規則第六十八条の改正規定は、平成三十五年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第四条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三二年三月二五日厚生労働省令第二九号）抄

（施行期日）  
1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三二年四月一〇日厚生労働省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年二月一三日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年二月一三日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日厚生労働省令第七六号）

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附則（令和二年五月二九日厚生労働省令第一二一号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二二日厚生労働省令第二〇三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定により行われている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年一月一九日厚生労働省令第五号）

（施行期日）  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和四年三月三〇日厚生労働省令第四九号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令附則第六條第一項の改正規定は、令和二年九月一日から適用し、第五条中同令附則第六條第五項の改正規定は、平成九年四月一日から適用する。

附則（令和四年一月二八日厚生労働省令第一五八号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月二九日厚生労働省令第三四号）

（施行期日）  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和四年三月三〇日厚生労働省令第四九号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令附則第六條第一項の改正規定は、令和二年九月一日から適用し、第五条中同令附則第六條第五項の改正規定は、平成九年四月一日から適用する。

附則（令和四年一月二八日厚生労働省令第一五八号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月二九日厚生労働省令第三四号）

（施行期日）  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第四九号）抄

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令附則第六條第一項の改正規定は、令和二年九月一日から適用し、第五条中同令附則第六條第五項の改正規定は、平成九年四月一日から適用する。

附則（令和四年一月二八日厚生労働省令第一五八号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月二九日厚生労働省令第三四号）

（施行期日）  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を施行日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を施行日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行し、第四条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則第七項の改正規定及び第五条中労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令附則第六條第一項の改正規定は、令和二年九月一日から適用し、第五条中同令附則第六條第五項の改正規定は、平成九年四月一日から適用する。

附則（令和四年一月二八日厚生労働省令第一五八号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月二九日厚生労働省令第三四号）

（施行期日）  
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十一条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条の協定（同条第二項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を施行日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

附則（令和五年三月三〇日厚生労働省令第三九号）

（施行期日）  
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の二の五第一項中「が行われた日」とあるのは「の有効期間の始期」と、「六箇月以内」及びその後一年以内ごとに「一回」とあるのは「六箇月以内ごと」に「一回」と読み替えて同項の規定を適用する。

附則（令和五年三月三十一日以前）

この省令は、令和六年三月三十一日以前である報告については、この省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の二の五第一項中「が行われた日」とあるのは「の有効期間の始期」と、「六箇月以内」及びその後一年以内ごとに「一回」とあるのは「六箇月以内ごと」に「一回」と読み替えて同項の規定を適用する。

附則（令和五年三月三十一日以前）

この省令は、令和六年三月三十一日以前である報告については、この省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の二の五第一項中「が行われた日」とあるのは「の有効期間の始期」と、「六箇月以内」及びその後一年以内ごとに「一回」とあるのは「六箇月以内ごと」に「一回」と読み替えて同項の規定を適用する。

附則（令和五年三月三十一日以前）

この省令は、令和六年三月三十一日以前である報告については、この省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の二の五第一項中「が行われた日」とあるのは「の有効期間の始期」と、「六箇月以内」及びその後一年以内ごとに「一回」とあるのは「六箇月以内ごと」に「一回」と読み替えて同項の規定を適用する。

附則（令和五年三月三十一日以前）

この省令は、令和六年三月三十一日以前である報告については、この省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の二の五第一項中「が行われた日」とあるのは「の有効期間の始期」と、「六箇月以内」及びその後一年以内ごとに「一回」とあるのは「六箇月以内ごと」に「一回」と読み替えて同項の規定を適用する。





<p>年少者動力による打撃、切断機期間一年の訓練科に係る訓練等を用いる厚練生にあつては、九月を第八号さハミリメー経過するまでは作業につか第九号トル以上の鋼せないこと。</p>	<p>年少者木工用かな職業訓練開始後六月を経過労働基盤又は単軸面するまでは作業につかせな準則取り盤の取扱のこと。</p>	<p>年少者岩石又は鉱物職業訓練開始後六月を経過労働基盤の破砕機に材するまでは作業につかせな準則材料を送給すること。</p>	<p>年少者高さが五メートル以上の筒柱及び架線の作業について準則所で墜落による、職業訓練開始後一年第八号労働者が危（訓練期間一年の訓練科に第二十号害を受けるお係る訓練生にあつては、八四号それがある月）を経過するまでは作業場所におけるにつかせないこと。</p>	<p>2 上欄の業務のうち、前項以外の作業については、職業訓練開始後二年（訓練期間二年の訓練科に係る訓練生にあつては一年六月、訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては九月）を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>職業訓練開始後二年（訓練期間二年の訓練科に係る訓練生にあつては一年六月、訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては九月）を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>職業訓練開始後二年（訓練期間二年の訓練科に係る訓練生にあつては一年六月、訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては九月）を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>年少者火薬、爆薬又労働基盤は火工品を製準則製造し、又は取</p>
<p>第八号の爆発のおそれのあるもの</p>	<p>第九号の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスを製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>1 当該業務に従事させる労働者が二時間をこえる場合、従事させる時間二時間五分の休息時間を与え、当該業務に従事させる時間が二時間をこえて継続しないようにすること</p>	<p>2 作業終了後身体の汚染された部分を十分に洗わせること。</p>	<p>3 作業に必要な最小限の量を与えること。</p>	<p>4 上欄の業務のうち、硫酸、硝酸、苛性アルカリ、硫酸、さく酸等腐蝕性の有害物又はふつ化水素酸、石炭酸、アンモニア、クロルベンゼン、ホルマリン等皮膚刺激性の有害物を取扱うものにあつては、噴射式洗眼器を備え付けること。</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>
<p>5 前項の業務で、その業務につかせる労働者の身体、衣服等が当該有害物によつて継続的に汚染されるものにあつては、職業訓練開始後一年（訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては、八月）を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は一日について四時間をこえないこと。</p>	<p>6 第四項の業務で、第五項の業務以外のものにあつては、当該業務に従事させる時間は一日について四時間をこえないこと。</p>	<p>7 上欄の業務のうち、第四項の有害物以外の有害物を取り扱うもので、その業務につかせる労働者の身体、衣服等が継続的に汚染されるものにあつては、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間をこえないこと。</p>	<p>1 当該業務に従事させる労働者が二時間をこえる場合、従事させる時間二時間五分の休息時間を与え、当該業務に従事させる時間が二時間をこえて継続しないようにすること</p>	<p>2 作業終了後身体の汚染された部分を十分に洗わせること。</p>	<p>3 作業に必要な最小限の量を与えること。</p>	<p>4 上欄の業務のうち、一酸化炭素その他厚生労働大臣が別に定める有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生させる場所におけるものにあつては、一月一回以上測定し、測定結果の記録を保存すること。</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>
<p>4 上欄の業務のうち、クロルム、黄りん、塩酸等腐蝕性の有害物又はふつ化水素酸、石炭酸等皮膚刺激性の有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生させる場所におけるものにあつては、噴射式洗眼器を備え付けること。</p>	<p>5 上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が高度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生させる場所におけるものにあつては、職業訓練開始後一年（訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては、八月）を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間をこえないこと</p>	<p>6 上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が中度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生させる場所におけるものにあつては、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間をこえないこと</p>	<p>7 上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が低度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生させる場所における業務にあつては、当該業務に従事させる</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>	<p>職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。</p>

<p>年少者土石、獸毛等労働基のじんあい又準規則は粉末を著し第八条く飛散する場第三十所（坑内における遊離けいせる時間が二時間を超えて酸分を多量に含有する粉じ。の著しく飛散する場所を内における作業にあつては、職業訓練開始後一年を経過するまでは作業にかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について三時間を超えないこと。</p>	<p>1 当該業務に従事させる時間が二時間を超える場合準規則は粉末を著し第八条く飛散する場第三十所（坑内における遊離けいせる時間が二時間を超えて酸分を多量に含有する粉じ。の著しく飛散する場所を内における作業にあつては、職業訓練開始後一年を経過するまでは作業にかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について三時間を超えないこと。</p>
<p>年少者電離放射線職業訓練開始後六月を経過準規則く。以外のいこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間をこえないこと。</p>	<p>1 上欄の業務のうち、著しく暑熱な場所における重労働業務及び著しく暑熱な場所業務に従事させる時間は、当該業務に従事させる時間とは、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間を超えないこと。</p>
<p>年少者多量の低温物凍室の内部におけるものにあつては、当該業務に従事させる時間は、一日について一時間を超えないこと。</p>	<p>1 当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間を超えないこと。</p>
<p>2 上欄の業務のうち、坑内におけるさく岩機又はびよう打機を使用するものにあつては、職業訓練開始後一年を経過するまでは作業にかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間をこえないこと。</p>	<p>1 当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間を超えないこと。</p>

法第六石炭鉱山にお  
十三条ける坑内労働

こととし、当該業務に従事  
させる時間は、職業訓練開  
始後二年未満の訓練生につ  
いては一日について二時間  
、それ以外の訓練生につい  
ては一日について三時間を  
こえないこと。  
3 上欄の業務のうち、九  
十フオン以上百フオン  
未満の騒音にさらされるも  
のにあつては、当該業務に  
従事させる時間は、一日に  
ついて四時間をこえないこ  
と。  
1 職業訓練開始後一年を  
経過するまでは作業につか  
せないこと。  
2 訓練生の体格及び健康  
の状態がはじめて坑内作業  
につかせる際次の基準に適  
合していること。  
(イ) 満十六歳の者につ  
いては、身長百五十二センチ  
メートル以上、体重四十八  
キログラム以上、胸囲七十  
九センチメートル以上及び  
肺活量三千二百立方センチ  
メートル以上であること。  
(ロ) 満十七歳の者につ  
いては、身長百五十五センチ  
メートル以上、体重五十一  
キログラム以上、胸囲八十  
一センチメートル以上及び  
肺活量三千四百三十立方セ  
ンチメートル以上であるこ  
と。  
(ハ) 上部気道に異常がな  
く、かつ胸部X線検査の結  
果異常がないこと。  
3 はじめて坑内作業につ  
かせて後一年間は労働安全  
衛生規則第四十四条の規定  
による健康診断を年三回以  
上行うこと。  
4 出水、ガスの突出、自  
然発火、大規模の落ばん及  
び崩壊を伴う作業等特に危

別表第一の二(第三十五条関係)

一 業務上の負傷に起因する疾病  
二 物理的因子による次に掲げる疾病  
1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾  
患又は皮膚疾患  
2 赤外線にさらされる業務による網膜火  
傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患  
3 レーザー光線にさらされる業務による網  
膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患  
4 マイクロ波にさらされる業務による白内  
障等の眼疾患  
5 電離放射線にさらされる業務による急性  
放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、  
白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再  
生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その  
他の放射線障害  
6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に  
よる潜函病又は潜水病  
7 気圧の低い場所における業務による高山  
病又は航空減圧症  
。 険な作業につかせないこと  
5 立坑又は四十度以上の  
斜坑の内部においては作業  
させないこと。  
6 (イ) 満十六歳の者につ  
いては、摂氏三十度をこえる  
場所では作業させないこと  
とし、摂氏二十度をこえ摂  
氏二十五度以下の場所で作  
業させるときは作業時間の  
合計が一日につき三時間、  
摂氏二十五度をこえる場所  
で作業させるときは作業時  
間の合計が一日につき二時  
間をこえないこと。  
(ロ) 満十七歳の者につ  
いては、摂氏三十四度をこ  
える場所では作業させないこ  
ととし、摂氏二十四度をこ  
え摂氏二十九度以下の場所  
で作業させるときは作業時  
間の合計が一日につき三時  
間、摂氏二十九度をこえる  
場所では作業させるときは作  
業時間の合計が一日につき  
二時間をこえないこと。

8 暑熱な場所における業務による熱中症  
9 高熱な場所における業務による熱傷  
10 寒冷な場所における業務又は低温物体  
を取り扱う業務による凍傷  
11 著しい騒音を発する場所における業務  
による難聴等の耳の疾患  
12 超音波にさらされる業務による手指等  
の組織壊死  
13 1から12までに掲げるもののほか、  
これらの疾病に付随する疾病その他物理的  
因子にさらされる業務に起因することの明  
らかな疾病  
三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因  
する次に掲げる疾病  
1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは  
関節の疾患又は内臓脱  
2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負  
担を与える不自然な作業姿勢により行う業  
務その他腰部に過度の負担のかかる業務に  
よる腰痛  
3 さく岩機、鉋機、打ち機、チェーンソー等  
の機械器具の使用により身体に振動を与え  
る業務による手指、前腕等の末梢循環障  
害、末梢神経障害又は運動器障害  
4 電子計算機への入力を回復して行う業務  
その他上肢に過度の負担のかかる業務によ  
る後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は  
手指の運動器障害  
5 1から4までに掲げるもののほか、これ  
らの疾病に付随する疾病その他身体に過度  
の負担のかかる作業態様の業務に起因する  
ことのものかな疾病  
四 化学物質等による次に掲げる疾病  
1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物  
質及び化合物(合金を含む)にさらされ  
る業務による疾病であつて、厚生労働大臣  
が定めるもの  
2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹  
脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされ  
る業務による眼粘膜炎又は気道粘膜炎の  
炎症等の呼吸器疾患  
3 すず、鉱物油、うるし、テレピン油、タ  
ール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等  
にさらされる業務による皮膚疾患  
4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮  
膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼  
吸器疾患

5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散  
する場所における業務又は抗生物質等にさ  
らされる業務によるアレルギー性の鼻炎、  
気管支喘息等の呼吸器疾患  
6 落綿等の粉じんを飛散する場所における  
業務による呼吸器疾患  
7 石綿にさらされる業務による良性石棉胸  
水又はびまん性胸膜肥厚  
8 空気中の酸素濃度の低い場所における業  
務による酸素欠乏症  
9 1から8までに掲げるもののほか、これ  
らの疾病に付随する疾病その他化学物質等  
にさらされる業務に起因することの明らか  
な疾病  
五 粉じんを飛散する場所における業務による  
じん肺症又はじん肺法(昭和三十五年法律第  
三十号)に規定するじん肺と合併したじん肺  
法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)  
第一条各号に掲げる疾病  
六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げ  
る疾病  
1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の  
業務又は研究その他の目的で病原体を取り  
扱う業務による伝染性疾患  
2 動物若しくはその死体、獣毛、草その他  
動物性の物又はばら等の古物を取り扱う業  
務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性  
疾患  
3 湿潤地における業務によるウイルス病等の  
レプトスピラ症  
4 屋外における業務による恙虫  
5 1から4までに掲げるもののほか、これ  
らの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイ  
ルス等の病原体にさらされる業務に起因す  
ることのものかな疾病  
七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はが  
ん原性工程における業務による次に掲げる  
疾病  
1 ベンジジンにさらされる業務による尿  
路系腫瘍  
2 ベーターナフチルアミンにさらされる業  
務による尿路系腫瘍  
3 四一アミノジフェニルにさらされる業  
務による尿路系腫瘍  
4 四一ニトロジフェニルにさらされる業  
務による尿路系腫瘍



賃金の平均二 五〇日分)	一の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になつたもの 六の三 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの 七 一耳を全く聾したもの 七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 八 一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの 九 一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したものの 一〇 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一一 一足の五趾の用を廃したものの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一三 一眼の視力が〇・一以下になつたもの （労働基準法第十二條の平均二） 一四 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの （賃金の平均二） 一五 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一六 二耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの
-----------------	--

賃金の平均二 五〇日分)	一の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になつたもの 六の三 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの 七 一耳を全く聾したもの 七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 八 一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの 九 一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したものの 一〇 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一一 一足の五趾の用を廃したものの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一三 一眼の視力が〇・一以下になつたもの （労働基準法第十二條の平均二） 一四 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの （賃金の平均二） 一五 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一六 二耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの
-----------------	--

賃金の平均二 五〇日分)	一の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になつたもの 六の三 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの 七 一耳を全く聾したもの 七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 八 一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの 九 一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したものの 一〇 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一一 一足の五趾の用を廃したものの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一三 一眼の視力が〇・一以下になつたもの （労働基準法第十二條の平均二） 一四 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの （賃金の平均二） 一五 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一六 二耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの
-----------------	--

賃金の平均二 五〇日分)	一の視力が〇・〇六以下になつたもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になつたもの 六の三 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの 七 一耳を全く聾したもの 七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの 八 一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの 九 一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したものの 一〇 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一一 一足の五趾の用を廃したものの 一二 生殖器に著しい障害を残すもの 一三 一眼の視力が〇・一以下になつたもの （労働基準法第十二條の平均二） 一四 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの （賃金の平均二） 一五 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 一六 二耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの
-----------------	--

賃金の平均二  
五〇日分)

一の視力が〇・〇六以下になつたもの  
三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの  
四 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの  
五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの  
六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの  
六の二 両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になつたもの  
六の三 一耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの  
七 一耳を全く聾したもの  
七の二 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの  
七の三 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができず労務が相当な程度に制限されるもの  
八 一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの  
九 一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したものの  
一〇 一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの  
一一 一足の五趾の用を廃したものの  
一二 生殖器に著しい障害を残すもの  
一三 一眼の視力が〇・一以下になつたもの  
（労働基準法第十二條の平均二）  
一四 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの  
（賃金の平均二）  
一五 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの  
一六 二耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になつたもの

備考

一 視力の測定は万国式視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。

二 指を失つたものとは拇指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廃したものととは、指の末節の半分以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（拇指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 趾を失つたものとはその全部を失つたものをいう。

五 趾の用を廃したものととは第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第三（第四十六條関係）  
分割補償の残余額一時払表

等級	支払高	既にかつた年	分割補償のとき	分割補償のとき	分割補償のとき	分割補償のとき
第一級	同上	二年	同上	同上	同上	同上
第二級	同上	二年	同上	同上	同上	同上
第三級	同上	二年	同上	同上	同上	同上
第四級	同上	二年	同上	同上	同上	同上
第五級	同上	二年	同上	同上	同上	同上









































様式第21号(第55条関係)

資金台帳(日雇い入れられる者に対するもの)

Table with columns: 支払日, 氏名, 性別, 労働日数, 労働時間数, 早時出勤数, 深夜労働数, 基本給, 特別増進給, 手当, 当計, 控除額, 実給与

記載心得 一 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数と深夜労働時間数の欄にも記入すること。 二 実給与の欄には、当該資金計算期間において支給された実給与の平均額をその種類ごとに記入すること。

様式第22号(第56条関係)

雇用者数報告

Table with columns: 事業の種類, 事業の名称, 事業の所在地, 事業の区分, 雇用者数

記載心得 一 同一労働者を複数雇用する場合は、労働者の職にその数を併記して内容すること。 二 職名の欄には該職年月日を記入すること。

様式第24号(第57条関係)

Complex form for financial management with multiple sections: 事業の名称, 事業の区分, 事業の所在地, 事業の種類, 事業の代表者, 事業の従業員数, 事業の労働者数, 事業の労働者数(区分別), 事業の労働者数(職種別), 事業の労働者数(年齢別), 事業の労働者数(性別別), 事業の労働者数(国籍別), 事業の労働者数(学歴別), 事業の労働者数(婚姻別), 事業の労働者数(家族別), 事業の労働者数(その他)

様式第24号(第57条関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ認識装置(OER)で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は空欄のままとする。
3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、斜めにはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りょうに記入すること。
4 『事業の種類』の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
5 『当該年度末の労働者数』の欄には、事業場の本年3月31日現在の労働者数を記入枠に右に記して記入すること。
6 『区分』の欄には、本報告の対象事業場が本社である場合「1」を記入すること。
本報告の対象事業場が支社、支店等であつて、社内預金の管理を本社で一括管理している場合の支社、支店等である場合「2」を記入すること。
本報告の対象事業場が支社、支店等であつて、社内預金の管理を支社、支店等において独自で行っている場合「3」を記入すること。
7 『預金の状況』のうち「預金の種類」の欄には、預金の種類別(普通預金、住宅積立預金等の別をいう。)に該当する及び(右)に預金の種類を記入すること。
8 『貯蓄管理指定に定められた預金の利率』の欄には、その利率を年利で右に記して記入すること。この場合において、毛未満の欄が生じたときは、四捨五入すること。
9 『当該年度当初の預金額(a)』の欄には、前年4月1日における預金額を記入すること。
10 『当該年度中の預金受入額(b)』及び『当該年度中の預金支払額(c)』の欄には、それぞれ、前年4月1日から本年3月31日までの間における預金受入額の総額及び預金支払額の総額を記入すること。
11 『当該年度末の預金額(a+b-c)』の欄には、本年3月31日現在の預金額を記入すること。
12 『当該年度当初の労働者数』及び『当該年度末の労働者数』の欄には、それぞれ、前年4月1日における労働者数及び本年3月31日現在の労働者数を記入枠に右に記して記入すること。
13 『当該年度中の預金の残金の状況』の欄には、前年4月1日から本年3月31日までの間においてつた預金の保全措置について該当する項目の記入枠に縦線を記入し、当該保全措置の種類を項目ごとに記載すること。なお、所定の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。また、保全措置が不要である特殊法人等については、「保全措置不要の特殊法人等」の欄の記入枠に縦線を記入すること。
14 預金の種類が種類以上ある場合には、2枚目を使用すること。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。なお、2枚目以降については、「事業の名称」、「事業の所在地」、「事業の種類」、「当該年度末の労働者数」、「貯蓄管理指定届出年月日」、「区分」、「当該年度中の預金の残金の状況」及び「保全措置不要の特殊法人等」の欄は、記入を要しないこと。